

子ども法

—児童の権利条約及び人権条約の実施報告に対する最終見解—

角 田 光 隆

目次

1. はじめに
2. 児童の権利条約の実施報告に対する最終見解
3. 人権条約の実施報告に対する最終見解
4. おわりに

1. はじめに

「子ども法—日本政府報告書とイギリスの子ども計画」において、⁽¹⁾児童の権利条約に対する第1回日本政府報告書、第2回日本政府報告書、第3回日本政府報告書のそれぞれの個別の事項の中の重要な点を紹介しておいた。その後で、第1回日本政府報告書と第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の最終見解を確認することによって、児童の権利条約の履行状況と問題点を把握した。次いで第3回日本政府報告書に対応する日本弁護士連合会の報告書の要点を述べた。

当該論文の執筆時には、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の最終見解が公表されていなかったため、第3回日本政府報告書に現れた児童の権利条約の履行状況と問題点を把握できなかった。

当該論文の続編として、本稿は、第1回日本政府報告書、第2回日本政府報告書、第3回日本政府報告書のそれぞれの児童の権利委員会の最終見解の

(1) 拙稿「子ども法—日本政府報告書とイギリスの子ども計画」信州大学大学院法曹法務研究科『信州大学法学論集第15号』2010年9月、151頁以下。

異同を確認することによって児童の権利条約の履行状況と問題点を把握したいと思う。児童の権利委員会の勧告どおりに施策をすとしても、いったいどのようにすればよいのかを明らかにし解決する具体的な提案をすることが必要であろう。本稿は、そのための準備として児童の権利条約の履行状況と問題点の把握に留まる。

当該論文の最後にイギリスの「子ども計画—より明るい未来の形成」の内容を概観した。当該子ども計画は労働党の政権下で作られたものであった。先に指摘した児童の権利条約の実施における問題点を解決する指針の1つとして、当該子ども計画を紹介したのである。

当該論文の執筆後に保守党と自民党の連立政権が誕生した。連立政権は労働党政権下の子ども政策を引き継ぎながら不十分な点を補充し強化している。この補充し強化している部分の推移を把握する必要があるであろう。ただし、イギリスに限定せずに、人権意識の高いヨーロッパ諸国の法制度を検討することは、先に指摘した児童の権利委員会が出した勧告に従った施策のための具体的な提案の助けとなるであろう。

本稿は、児童の権利条約のほかに、児童の売買・児童買春および児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書と、国際人権規約、女子差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約、障害者権利条約、強制失踪条約における子どもの関連する部分を新たに採り上げた。

障害者権利条約と強制失踪条約の場合を除いて、それぞれの条約の履行状況に対する条約委員会が出した最終見解は、児童の権利条約に対する児童の権利委員会の最終見解と合わせて、子どもの権利状況に対する問題点の包括的な把握にとって有益なものである。こうすることによって、障害者権利条約と強制失踪条約の場合に関する日本の最近の動向も含めつつ、子どもの権利状況に対する総合的な対策を立てることが可能となる。この場合にも、児童の権利条約の場合と同様にヨーロッパ諸国の法制度を検討することが役に立つ。本稿は同じく、そのための準備としてそれぞれの条約の履行状況等に

対する問題点の把握に留まる。

2. 児童の権利条約の実施報告に対する最終見解

第1回日本政府報告書、第2回日本政府報告書、第3回日本政府報告書のそれぞれの児童の権利委員会の最終見解⁽²⁾の異同を確認し、児童の権利条約の履行状況と問題点を把握することにする。

2. 1 児童の権利条約の履行状況と問題点

2. 1. 1 児童の権利条約に関する第9条、第10条、第37条

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、第9条1および第10条1に関する解釈宣言と第37条(c)への留保を懸念事項とし、撤回の勧告を行っていた。この点は第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会でも同様であった。

しかし、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、第9条1および第10条1については言及せずに、第37条(c)への留保についてのみ撤回の勧告を行っていた。

この点は、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会勧告における「当該社会権規約の規定の留保」に関連する。

2. 1. 2 国内裁判所における児童の権利条約の援用

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、児童の権利条約を直

(2) 児童の権利に関する委員会 第18回国 条約第44条の下での締約国により提出された報告の審査 児童の権利に関する委員会の最終見解：日本

児童の権利委員会の最終見解：日本 2004年2月26日 CRC/C15/Add.231 (最終見解/コメント) 児童の権利委員会 第35回国 条約第44条に基づき締約国から提出された報告の審査 最終見解：日本

児童の権利委員会 第54回国 2010年5月25日－6月11日 条約第44条に基づき締約国から提出された報告の審査 最終見解：日本

(外務省のホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>)

接的に適用しないことを懸念事項として国内裁判所における援用事例の報告を勧告していた。

この点は第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会でも同様であるが、国内法制度への十分な反映を追加していた。

この国内法制度への十分な反映については、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会においても指摘されている。

この点は、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「当該自由権規約の規定を直接適用した判例情報」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「当該社会権規約の直接適用と影響評価」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「当該条約の法的地位と意識啓発」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「条約の直接的な国内適用」に関連する。

2. 1. 3 児童の権利を保障する法制度

第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、法制度が児童の権利条約の原則および規定と権利に基づくアプローチに適合すべきことを勧告した。

この点は第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会でも指摘され、子ども・若者育成支援推進法の内容の不十分さ、包括的な子どもの権利法の不存在、少年司法の条約不適合性を例示している。前述した国内法制度への十分な反映と子どもの包括的な権利法の制定を勧告している。

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、このことに言及していない。

2. 1. 4 政府部局間および中央・地方政府間の効果的な調整

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、総務省および青少年対策推進会議の権限の狭さや措置の不十分さを懸念事項とし、国家および地方における政府メカニズム間の調整の強化を勧告した。

この趣旨は第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会によっても指摘されているが、青少年育成施策大綱の権利性の付与と、条約および国連文書との適合性を勧告した。そのためにも子どもおよび市民社会の関与を勧告している。

さらに、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会も、明確な権限と十分な人的・財政的資源を有する適切な国内メカニズムと市民社会の継続的な参加を勧告した。その際、子ども・子育てビジョンと子ども・若者ビジョンを採り上げて、国連文書を考慮すべきことを勧告した。

この点は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「調整および評価する機関の設立」に関連する。

2. 1. 5 独立した監視システム

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、子どもの人権専門委員の拡充、オンブズパーソンや子どもの権利委員の創設を勧告した。

この趣旨は、第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告に受け継がれている。たとえば、人権擁護法案における人権委員会の独立性と権限の付与、地方オンブズマンの設立と人権委員会との調整、地方オンブズマンと人権委員会への人材と財源の供給などを指摘している。

独立した監視システムについては、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告も同様である。

この点は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「調整および評価する機関の設立」と「当該選択議定書の実施の監

視」、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「国内人権機構の設立」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「国内人権機構の設立」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「国内人権機構および国内本部機構の設立・強化」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「人権救済法および人権機構」に関連する。

2. 1. 6 予算の適切な配分

当該事項は、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会によって初めて採り上げられたものである。たとえば、国および地方自治体における戦略的な予算や優先予算額の決定、政策成果の追跡システム、市民社会と子どもの協議への参加が主要な勧告内容である。

したがって、第1回日本政府報告書および第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は一般的に当該事項に言及していない。

この点は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「人的・財政的資源の配分」に関連する。

2. 1. 7 データの収集

条約の趣旨の効果的な履行を確保するために、第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、データ収集のシステムと細目別の指標を確認するための措置を勧告した。

この点は第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会でも確認されているが、児童の権利委員会は予算配分に関するデータの収集を追加している。

この趣旨は第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会においても受け継がれているが、児童の権利委員会は子どもの権利が侵害されている場合のデーターの収集や政策の評価の確立を強調している。

この点は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「データーの収集」、武力紛争における児童の関与についての児童の権利に関する条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「データー」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「データーの提供と犯罪者の制裁」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「女性に対する暴力」と、「社会的弱者グループの女性の保護」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「当該条約第1条のグループの構成および状況」、「ジェンダーに関連した人種差別」、「部落民に対する差別」、「沖縄の住民の権利」に関連する。

2. 1. 8 市民社会との協力

条約の実施と監視のために、第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、NGOとの協力関係を促した。第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、計画的な協力を勧告した。

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会はさらに、定期報告の準備を含む条約のすべての実施段階とより系統的な関与を強調している。

この点は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「市民社会との連携」に関連する。

2. 1. 9 広報と研修

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、子どもと成人への条約の周知、すべての職能集団に対する研修、すべての教育機関のカリキュラムへの条約の導入、少数言語での条約の入手可能性を勧告した。

この趣旨は第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会でも受け継がれているが、児童の権利委員会は子どもが権利の主体であることと、広報と研修に対する影響評価を強調している。

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、子どもと親への条約の周知とすべての職能集団に対する系統的で継続的な研修を特に採り上げていた。

この点は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「当該選択議定書の広報および研修」、武力紛争における児童の関与についての児童の権利に関する条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「広報および研修」と、「人権教育および平和教育」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「当該社会権規約の直接適用と影響評価」と、「専門家の人権教育と研修」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「当該条約の法的地位と意識啓発」と、「女性に対する暴力」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「公務員等による人種差別発言の禁止と取組」、「部落民に対する差別」、「差別撤廃と教育・メディア」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「人権教育と研修」と、「ジェンダーに基づく暴力および人身取引」に関連する。

2. 1. 10 企業活動に対する子どもの権利の保護

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、企業の社会的・環境の責任を全うするための規則の制定と効果的な対策を促した。

しかし、第1回日本政府報告書および第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、そのような一般論を述べていなかった。

2. 1. 11 国際協力

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、子どもに資するプログラムや措置のための ODA 予算の増額を勧告した。

第1回日本政府報告書および第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、そのような勧告をしていなかった。

この点は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「国際協力」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「国際協力」に関連する。

2. 1. 12 婚姻最低年齢

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は同一の婚姻最低年齢を指摘し、第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は少女の婚姻最低年齢を16歳から18歳に引き上げることと性交同意最低年齢を13歳から引き上げることを勧告した。

しかし、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、両性の婚姻最低年齢を18歳とだけ述べているにすぎない。

この点は、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「性交同意最低年齢」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「差別規定の除外」に関連する。

2. 1. 13 差別の禁止

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は差別の禁止、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重を強調する。非嫡出子や民族的少数者の差別を取り除くことを勧告した。

第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会も類似の指摘を行い、女兒・障害児・移民労働者や難民の子どもに対する差別の禁止も追加した。

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会も同様の指摘をしつつ、包括的な差別禁止法の制定や女兒だけでなく男児も強姦等の被害者にするための刑法の改正を追加した。

この点は、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「非嫡出子の法的地位」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「差別の禁止」、「民族的少数者の差別の禁止」、「非嫡出子の差別の禁止」、「障害者の差別の禁止」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「差別規定の除外」、「差別の定義の明確化」、「固定的性別役割分担意識」、「マイノリティー女性の差別の撤廃」、「社会的弱者グループの女性の保護」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「人種差別の包括的な定義」、「差別を禁止する特別法」、「当該条約第4条に関する制定法および追加措置」、「公務員等による人種差別発言の禁止と取組」、「帰化する者の保護」、「ジェンダーに関連した人種差別」、「プライバシーの保護と戸籍制度の適正な利用」、「部落民に対する差別の禁止」、「アイヌの権利の保護」、「沖縄の住民の権利」、「難民の権利の保護」、「日本国籍を持たない者のアクセス権の保障」、「差別撤廃と教育・メディア」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「補償およびリハビリテーション」に関連する。

2. 1. 14 子どもの最善の利益

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は差別の禁止とともに、子どもの最善の利益の尊重を述べているにすぎなかった。

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、すべての施策においてより具体的に子どもの最善の利益を考慮することを勧告している。特に難民や不法移民の子どもを考慮している。また、子どもを監督・保護する責任のある機関によって提供されるサービスの基準の作成・定義と、この基準を公的・民間セクターが遵守することを勧告した。

しかし、第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、子どもの最善の利益という事項を設けていない。

この点は、武力紛争における児童の関与についての児童の権利に関する条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「身体的・心理的回復に向けた支援」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「難民の権利の保護」と、「日本国籍を持たない者のアクセス権の保障」に関連する。

2. 1. 15 子どもの意見の尊重

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、差別の禁止とともに子どもの意見の尊重を採り上げていた。

第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会はより具体的に、子どもに影響を及ぼすすべての事項や政策決定における子どもの意見の尊重と、これに参加する権利を子どもだけでなく親や教育者などを含めた社会全体に認識させることや、子どもの意見の反映度に関する影響評価などを勧告していた。

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会も、あらゆる場合における子どもの意見の尊重を勧告した。

2. 1. 16 表現および集会の自由

第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、学校内外の子どもの活動に対する制限と集会への参加についての親の同意の再検討を促した。

この点は、第1回日本政府報告書および第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会によって述べられていなかった。

2. 1. 17 出生登録

第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、日本人の父と外国人の母の間に生まれた子どもや不法移民の子どもを念頭にして、日本で生まれた子どもが無国籍にならないように勧告した。

この点は、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会においても同様である。したがって、国籍法の改正だけでなく、無国籍者の地位に関する条約と無国籍の削減に関する条約の締結を促した。

しかし、第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会はこの点に言及していなかった。

この点は、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「国際条約の批准と宣言及び行動計画の実施」に関連する。

2. 1. 18 体罰

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は体罰およびいじめの除去のための包括プログラムの考案および実施の監視、家庭および児童養護その他の施設における体罰の禁止、代替的な懲戒と人間の尊厳の合致を勧告した。

第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会はその体罰の禁止のほか、体罰の悪影響についての啓発キャンペーン、不暴力的なしつけの方法の推進、虐待申立メカニズムの強化を追加した。

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会もその体罰の禁止のほか、体罰の禁止の効果的な実施や非暴力的なしつけについての教育のための

広報プログラムを採り上げている。

2. 1. 19 プライバシー権の保障

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、プライバシー権の保障のための立法を含めた追加的な措置を勧告した。

第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、より具体的に私信の尊重や持ち物検査を例示し、児童養護施設の最低基準と条約第16条の適合性を勧告した。

プライバシー権の保障について第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は言及していない。

この点は、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「プライバシーの保護と戸籍制度の適正な利用」に関連する。

2. 1. 20 子どもに対する暴力

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、子どもに対する暴力に関する国連調査の勧告を実施するための措置を促した。子どもを暴力から保護するために、市民社会との連携や子どもの関与が求められている。その調査内容は、子どもを暴力から保護するための行動の源であると考えられている。

子どもに対する暴力については、第1回日本政府報告書および第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会によって述べられていなかった。

この点は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「女性に対する暴力」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「ジェンダーに関連した人種差別」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「ジェ

ンダーに基づく暴力および人身取引」に関連する。

2. 1. 21 家庭環境の改善

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、仕事と家庭の間の調和、親子の関係の強化、子どもの権利の意識の啓発、子どもの施設収容の防止のための不利な境遇にある子どもと家庭の支援などによって、家族を支援し強化するための措置を勧告した。

家庭環境の改善については、第1回日本政府報告書および第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会において言及されていない。

この点は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「家庭と仕事の両立」と「社会的弱者グループの女性の保護」に関連する。

2. 1. 22 親の養護のない子どもの代替的養護

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、代替的養護のための枠組の強化措置を勧告した。

この点に詳しく言及しているのが、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告である。たとえば、里親と小規模なグループ施設との関連付け、代替的監護環境の質の監視と最低基準の確保、代替的監護の場合における子どもの虐待の刑事手続と通報手続および回復支援、里親の財政的支援、国連ガイドラインの遵守である。このような具体的な事項が列挙されている。

親の養護のない子どもの代替的養護については、第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会では述べられていない。

2. 1. 23 養子縁組

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、国際養子縁組における子どもの権利の保護と1993年のハーグ条約の批准を勧告した。

この条約の批准については第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員

会でも同様であるが、国内および国際養子縁組の監視システムの強化が追加されている。

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会もその条約の批准について勧告し、裁判所によるすべての養子縁組の許可とすべての養子の登録を追加した。この点は、養子縁組の監視システムに通じるものである。

2. 1. 24 子どもの奪取

第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、1980年の子の奪取に関するハーグ条約の批准を勧告した。

子どもの奪取については、第1回日本政府報告書および第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会では述べられていなかった。

2. 1. 25 子どもの虐待

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、子どもの虐待に対する情報および統計の収集、加害者に対する制裁と決定の通知、子どものための不服申立手続を勧告した。

これらの措置よりも包括的な勧告をしたのが、第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会である。たとえば、虐待防止のための多くの分野に亘る国家戦略の策定、家庭における虐待被害者の保護措置の改善、児童相談所における回復措置の拡充、子どもの申し立ての仕方についての関係者の研修を採り上げている。

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会も同様のことを述べているが、個別的に公共教育プログラムおよび家族開発計画などの防止プログラムの実施と、家庭および学校における保護の提供を採り上げている。

この点は、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「国内行動計画の策定」と、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧

告における「女性に対する暴力」に関連するであろう。

2. 1. 26 障害のある子どもの保護

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、機会均等化のために施設への入所に代わる代替措置、差別を減らすための啓発キャンペーン、社会参加を勧告した。

第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会も同様な勧告をしたが、より包括的なものであった。たとえば、関連するすべての施策を子どものニーズや機会均等化の観点から見直すこと、教育・余暇・文化的活動における統合措置、サービス提供のための人的財政的資源の増加を述べていた。

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会はより詳細な勧告を行った。たとえば、法律の改正と監視システムの確立、生活の質の向上とニーズの充足、社会参加の促進、差別撤廃のキャンペーン、子どもおよび親の権利の尊重、人的財政的資源の拡充、学校における必要な設備の設置、学校の自由な選択、普通学校と特別支援学校との間の転校の確保、NGOの支援、職能従事者に研修、国連規則等の尊重、障害者の権利に関する条約と選択議定書の締結を採り上げている。

この点は、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「障害者の差別の禁止」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「社会的弱者グループの女性の保護」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「精神障害を有する者」に関連する。

2. 1. 27 健康の保持

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、薬物濫用の防止措置

とリハビリテーション・プログラムの支援を促した。

第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会はそれ以外の部分にも言及して、広範な健康対策を勧告した。たとえば、精神・性と生殖・麻薬中毒などに関する包括的な政策の策定のための調査、医学的カウンセリングや情報へのアクセスを親の同意なしにできること、精神的感情的障害に関する予防プログラムの策定・実施と関係者の研修を採り上げている。

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、情緒的・心理的な健康問題に対処するための効果的な措置と注意欠陥多動性障害の診断数の推移の監視と研究という個別的な勧告を行った。

この点は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「健康」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「精神障害を有する者」に関連する。

2. 1. 28 保健サービス

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、児童相談所のシステムおよびその作業方法とリハビリテーションの成果に関する評価の調査を勧告した。

このような勧告は、第1回日本政府報告書および第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会にはなかった。

2. 1. 29 子どもの自殺の回避

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、自殺および HIV/AIDS の発生の防止措置を勧告した。

第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、若者の自殺およびその原因についての詳細な調査と全国的な行動計画の策定および実施を勧告した。

この問題は、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会において生命に対する権利並びに生存および発達する権利の中で論じられていた。ここでは、自殺のリスク要因の調査と防止措置などに関する勧告や子どものための施設の最低限度の安全遵守に関する勧告が出されていた。

この点は、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「国内行動計画の策定」と、「教育制度の見直し」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「健康」に関連する。

2. 1. 30 HIV/AIDS

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、自殺とともに HIV/AIDS の発生の防止措置を論じていた。

第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、青少年の健康の中で性と生殖面の健康について言及していた。

しかし、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は独立の項目を作って、HIV/AIDS の対策を勧告している。この内容は、たとえば、学校カリキュラムにおけるリプロダクティブ・ヘルス教育、青少年自身のリプロダクティブ・ヘルスに関する権利についての情報の提供、すべての予防プログラムへのアクセスの確保である。

この点は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「健康」に関連する。

2. 1. 31 適切な生活水準に対する権利

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、子どもの貧困をなくすための適切な資源の配分や財政的支援およびその他の支援の提供による子どものために必要な家族生活の保障の監視を促した。

適切な生活水準に対する権利について、第1回日本政府報告書および第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は言及していない。

この点は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「社会的弱者グループの女性の保護」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「アイヌの権利の保護」と、「難民の権利の保護」に関連する。

2. 1. 32 子どもの養育費回収

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、養育費の等分の負担、養育費の効果的な回収措置の強化、国家基金の設立による養育費の回収、1996年のハーグ条約の締結を勧告した。

子どもの養育費回収について、第1回日本政府報告書および第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は言及していない。

2. 1. 33 教育制度

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、競争的な教育制度の悪影響を考慮してストレスおよび登校拒否の予防に関する措置を勧告した。

第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会も、競争的性格を軽減するためのカリキュラム、学校における諸問題やいじめを含む校内暴力等に対する効果的な取り組み、定時制学校の閉鎖の再検討、少数民族の文化・宗教・言語の拡充、教科書の検定手続の強化を勧告している。

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会も同様で、競争的な教育制度の悪影響を回避するなどのために学校および教育制度を見直すこと、教育の目的に関する委員会の一般的意見の尊重、いじめ対策と子どもの視点の反映、外国人学校に対する補助金の増額、大学入学試験の資格の無差別、ユネスコの教育における差別待遇防止条約の締結、教科書における歴史的事実のバランスの確保を採り上げていた。

この点は、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「朝鮮学校の取扱い」と、「先住民族としての承認」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「民族的少数者の差別の禁止」、「教育制度の見直し」、「教科書の改訂」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「帰化する者の保護」、「ジェンダーに関連した人種差別」、「部落民に対する差別の禁止」、「アイヌの権利の保護」、「沖縄の住民の権利」、「少数グループの子どもの教育差別への対処」、「マイノリティーの文化・歴史・言語の尊重」、「差別撤廃と教育・メディア」に関連する。

2. 1. 34 遊び、余暇、文化的活動

第1回日本政府報告書および第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、この点についてあまり個別的に言及していなかった。

しかし、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は1個の項目を設けて、休息・余暇・文化的活動に関する権利と子どもの遊びの時間その他の自主的活動のための取り組みの支援を勧告した。

2. 1. 35 同伴者のいない難民の子ども

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、庇護申請された子どもの収容の防止と入管収容施設からの放免、シェルター・適切なケア・教育へのアクセスの提供、同伴者のいない子どもの難民申請手続きの加速や後見人・法定代理人の指名、親その他の親族の追跡、難民保護のための国際基準の尊重を勧告していた。

同伴者のいない難民の子どもについては、第1回日本政府報告書および第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会で言及されていなかった。

この点は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「社会的弱者

グループの女性の保護」, 人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「難民の権利の保護」, 拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「ノンフルマンの原則」に関連する。

2. 1. 36 性的搾取および人身取引

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、子どもの売春・ポルノグラフィ・売買を防止するための包括的な行動計画の策定と実施を勧告していた。

これに対し、第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は個別的に性的搾取や虐待に関する法制度を改正すること、心理的カウンセリングや他の回復サービスを提供する職員の増加、子どもに配慮した方法で法執行機関職員等に対する申し立てを受付・監視・調査・訴追する方法、性的サービスの需要者および供給者を対象とした予防措置を策定すること、性交同意最低年齢を引き上げることを採り上げていた。

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会も、性的搾取の事案の捜査と加害者の訴追、被害者のカウンセリングその他の回復の支援、人身取引対策の効果的監視、人身取引被害者に対する身体的心理的回復のための支援、人身取引の防止のための行動計画の実施に関する情報の提供、人（特に女性および子ども）の取引の防止・抑止・処罰のための議定書の締結を具体的に勧告していた。

この点は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「立法による国内法の調整」, 「国内行動計画の改訂と実施」, 「人的・財政的資源の配分」, 「当該選択議定書の実施の監視」, 「子どもの売買・買春・ポルノの予防」, 「刑事法の改正」, 「時効」, 「刑事司法制度上の保護措置」, 「身体的・心理的回復および社会統合」, 「国際協力」, 市民的および政

治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「強姦の被害者の年齢と起訴」, 「人身取引」, 「性交同意最低年齢」, 経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「国内行動計画の策定」と, 「データの提供と犯罪者の制裁」, 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「固定的性別役割分担意識」, 「女性に対する暴力」, 「刑事法の改正」, 「テレビゲームや漫画の販売」, 「人身取引」, 拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「補償およびリハビリテーション」と, 「ジェンダーに基づく暴力および人身取引」に関連する。

2. 1. 37 少年司法

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は一般的に、当該条約、北京ルールズ、リヤドガイドライン、自由を奪われた少年の保護に関する国連規則の原則および規定の尊重と少年司法制度の見直しを結び付けていた。

第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会もこの趣旨を受け継いでいるが、1995年の少年司法運営に関する委員会の一般討論を追加的な根拠として採り上げていた。さらに個別的に、未成年者の終身刑の禁止、司法前拘留を含む拘留措置の代替措置の強化、16歳以上の子どもの成人刑事裁判所への逆送の廃止、法令に違反した子どもに対する法的支援の提供、問題行動する子どもを犯罪者として扱わないこと、リハビリおよび再統合プログラムの強化を勧告していた。

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会も同じく少年司法制度の見直しを述べているが、その際の根拠として刑事司法制度の少年に対する行動のウィーンガイドラインや少年司法における児童の権利委員会の一般的意見№10（2007年）を採り上げている。さらに個別的に、刑事司法に子どもが

関わるのを排除するための防止措置とその後の烙印の回避、刑事責任年齢を16歳にすること、刑事責任年齢以下の子どもが犯罪者として矯正施設に送られないようにすること、法令に違反する行為をした子どもが専門性のない裁判所で審理されないこと、裁判員制度の見直し、法的扶助制度の拡大、自由の剥奪に代わる措置の拡大、自由の剥奪の手段の短期化と取消のための見直し、成人とともに自由を剥奪された子どもを收容せず教育へのアクセスがあること、国際基準に適合した専門家の配置を詳しく採り上げていた。

この点は、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「代用監獄」、「迅速かつ中立的な捜査・不服申立ての権利」、「補償およびリハビリテーション」、「ジェンダーに基づく暴力および人身取引」、「精神障害を有する者」に関連する。

2. 1. 38 条約の選択議定書の批准

第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、児童の売買・買春・ポルノについての児童の権利に関する条約の選択議定書と、武力紛争への児童の関与についての児童の権利に関する条約の選択議定書の批准を勧告した。

しかし、第1回日本政府報告書はこの点に言及せず、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は最終見解の肯定的評価で言及している。

2. 1. 39 マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、民族的少数者の差別の排除を勧告していた。第2回日本政府報告書および第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会も同様であった。

しかし、第1回日本政府報告書および第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は一般的に差別の禁止の中でそれを論じていたのに反して、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は一般的な差別の禁止ではなく、特別な保護措置の中でそれについて個別的な項目を設けて論じてい

たのである。

この点は、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「先住民族としての承認」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「民族的少数者の差別の禁止」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「マイノリティー女性の差別の撤廃」と、「社会的弱者グループの女性の保護」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「帰化する者の保護」、「ジェンダーに関連した人種差別」、「部落民に対する差別の禁止」、「アイヌの権利の保護」、「沖縄の住民の権利」、「差別撤廃と教育・メディア」に関連する。

2. 2 児童の権利条約の実施報告に対する最終見解の肯定的評価

以上のように、児童の権利条約の履行状況における児童の権利委員会の指摘した問題点を纏めたが、児童の権利条約の実施において肯定的に評価されていた部分があったのである。

第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、非嫡出子のための児童手当を未婚の母親に給付する法改正、日本国籍の子どもを持つ外国籍の母親の在留資格の改定、拷問その他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の禁止に関する条約の批准の検討、子ども国会の召集を指摘する。

第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法および児童虐待防止法の制定、2001年の児童の商業的性的搾取に反対する国内行動計画や2003年の青少年育成施策大綱の策定、多額の政府開発援助と保健および教育を含む社会開発への多くの配分、2000年の就業が認められるための最低年齢に関するILO条約第138号と2001年の最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のため

の即時の行動に関する ILO 条約第182号の批准を採り上げている。

第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書と児童の売買・買春および児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結、児童虐待の定義の見直し・政府および地方自治体の責任の明確化・児童虐待の通告義務の拡大を含む児童虐待防止法の改正、地方自治体に付与された要保護児童対策地域協議会の設立権限を含む児童福祉法の改正、人身取引の犯罪化を含む刑法の改正、子ども・若者育成支援推進法の施行、2010年の教育基本法の改正、2009年の人身取引対策行動計画、2005年の自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議に言及していたのである。

このような条約の批准、法の制定および改正、行動計画や大綱の策定に対してのみ肯定的な評価がなされていたのである。したがって、その後の当該条約の実施、法の実施、行動計画や大綱の実施の部分については述べられていないことを記憶しておく必要がある。たとえば、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、子ども・若者育成支援推進法の内容の不十分さを指摘しているのである。

2. 3 児童の権利条約の履行状況と問題点の全体の特色

前述した児童の権利条約の履行状況と問題点の中で、「予算の適切な配分」、
「企業活動に対する子どもの権利の保護」、
「国際協力」、
「子どもに対する暴力」、
「家庭環境の改善」、
「保健サービス」、
「適切な生活水準に対する権利」、
「子どもの養育費回収」、
「遊び・余暇・文化的活動」、
「同伴者のいない難民の子ども」は、主として第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告で新たに指摘されていたものである。

これらの新たな勧告に基づく施策を行なう必要があることは確かである。その他の部分を含めて、基本的に第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告どおりに施策をすることが求められている。

ただし、たとえば、「子どもの権利条約に関する第9条、第10条、第37条」

において、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は、第9条1および第10条1については言及せずに、第37条(c)への留保についてのみ撤回の勧告を行っていたこと、「婚姻最低年齢」の個所で、第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は少女の婚姻最低年齢を16歳から18歳に引き上げることと性交同意最低年齢を13歳から引き上げることを勧告していたが、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は両性の婚姻最低年齢を18歳とだけ述べていること、「表現および集会の自由」において、第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会が学校内外の子どもの活動に対する制限と集会への参加についての親の同意の再検討を促したが、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会によって述べられていなかったこと、「プライバシー権の保障」の個所で、第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会が私信の尊重や持ち物検査を例示して児童養護施設の最低基準と当該条約第16条の適合性を勧告したが、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は言及していないこと、「子どもの奪取」の個所で、第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会が1980年の子の奪取に関するハーグ条約の批准を勧告したが、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会では述べられていなかったことに注意しておく必要がある。

過去の児童の権利委員会の勧告で言及されている問題が、新しい第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告で述べられていない場合に、第3回日本政府報告書自体で述べられていることですでに解決済みであると評価してよいのかということである。この問題は、たとえば、「子どもの奪取」の個所で、第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会が1980年の子の奪取に関するハーグ条約の批准を勧告したが、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告では述べられていなかったことに現れている。なぜならば1980年の子の奪取に関するハーグ条約を批准した国々から、日本がこの条約を批准することを求められているからである。⁽³⁾

(3) 朝日新聞2011年2月10日朝刊「日本のハーグ条約加盟を要望 11カ国・機関の大使ら」

その他に、第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会から始まる場合があるが、第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会から継続して第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告まで、同じことが繰り返され勧告されていることを採り上げることができる。勧告内容が必ずしも同一でないので新たに問題が発生していることを示しているが、しかし勧告内容の抜本的な実施がなされていないことを示唆するものである。

「はじめに」で述べたように、原則として第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告どおりに施策をする場合の具体的な提案で、しかも勧告内容の抜本的な実施のための具体的な提案を行なう必要があると思う。その際に、人権意識の高いヨーロッパ諸国の法制度が参考となるであろう。

3. 人権条約の実施報告に対する最終見解

児童の権利条約に関連して、児童の売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書と、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書がある。それぞれの選択議定書の実施報告に対して児童の権利委員会から最終見解が出されている。⁽⁴⁾

児童の権利条約とは直接関連しないが、子どもの人権の保護を含んでいる市民的および政治的権利に関する国際規約（B規約）、経済的・社会的および文化的権利に関する国際規約（A規約）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、障害者の権利に関する条約、拷問および他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約、強制失踪からのすべての者の保護

(4) 児童の権利委員会 第54回会期 2010年5月25日－6月11日 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書第12条1に基づき締約国から提出された報告の審査 最終見解：日本

児童の権利委員会 第54回会期 2010年5月25日－6月11日 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書第8条に基づき締約国から提出された報告の審査 最終見解：日本

(外務省のホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>)

に関する国際条約がある。

障害者の権利に関する条約と強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の場合を除いて、市民のおよび政治的権利に関する国際規約（B規約）の自由権規約委員会の最終見解、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）の経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の女子差別撤廃委員会の最終見解、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の人種差別撤廃委員会の最終見解、拷問および他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約の拷問禁止委員会の最終見解が出されている。⁽⁵⁾

我国は障害者の権利に関する条約に署名し、⁽⁶⁾障害者基本法が制定された。しかし、障害者基本法の改正案が計画されている。⁽⁷⁾

また、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約に我国が署名し、

(5) 自由権規約委員会 第94回会期 ジュネーブ 2008年10月13日－31日 規約第40条に基づき締約国より提出された報告の審査 自由権規約委員会の最終見解 日本

経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会 第26（特別）会期 2001年8月13日－31日 規約第16条及び第17条に基づく締約国により提出された報告の審査 経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解 日本

女子差別撤廃条約 第44会期 2009年7月20日－8月7日 女子差別撤廃委員会の最終見解 日本

人種差別撤廃委員会 第76会期 2010年2月15日－3月12日 本条約第9条に基づき締約国より提出された報告の審査 人種差別撤廃委員会の最終見解 日本

拷問禁止委員会 第38回会期 ジュネーブ 2007年4月30日～5月18日 条約第19条に基づき締約国から提出された報告書の審査 拷問禁止委員会の結論及び勧告 日本

（外務省のホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html>

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html>

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/index.html>

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gomon/index.html>)

(6) 外務省のホームページ

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index-shogaisha.html>)

(7) 内閣府 障がい者制度改革推進会議「障害者基本法の改正について」第19回（平成22年9月6日）乃至第31回（平成23年4月18日）。

（内閣府のホームページ <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>）

平成22年12月23日に当該国際条約が発効した。⁽⁸⁾

3. 1 人権条約の履行状況と問題点

3. 1. 1 児童の売買, 児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の最終見解

児童の売買, 児童買春及び児童ポルノは, 前述した児童の権利条約に関する児童の権利委員会の最終見解で指摘されていた。「性的搾取および人身取引」と題して, 第1回日本政府報告書, 第2回日本政府報告書, 第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会のそれぞれの最終見解を比較しておいた。

児童の権利条約における性的搾取および人身取引の分野を特化させたものが, 児童の売買, 児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書である。したがって, 当該選択議定書は児童の権利条約における性的搾取および人身取引に関して述べたことと重複するが, さらに詳しく性的搾取および人身取引について問題点の指摘と対策の勧告をしたものと位置づけることができる。この内容を概観しておくことにする。その際に, 各人権条約との関連性にも言及しておくことにする。

3. 1. 1. 1 データの収集

児童の売買, 児童買春及び児童ポルノに関する対策を講ずるためには, これらに関するデータが必要である。したがって, 児童の権利委員会は, 犯罪を登録する中央データベースの整備とデータの体系的収集を勧告した。この収集の着眼点は, 年齢, 性別, 民族的集団, 地理的場所である。

この点は, 児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「データの収集」, 武力紛争における児童の関与についての

(8) 外務省のホームページ

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/shissou/index.html>)

児童の権利に関する条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「データー」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「データーの提供と犯罪者の制裁」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「女性に対する暴力」と、「社会的弱者グループの女性の保護」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「当該条約第1条のグループの構成および状況」、「ジェンダーに関連した人種差別」、「部落民に対する差別」、「沖縄の住民の権利」に関連する。

3. 1. 1. 2 立法による国内法の調整

当該選択議定書を批准した限りは、これに適合させるように国内法を改める必要がある。当該選択議定書自体が国内法の指針となるからである。したがって、児童の権利委員会は、当該選択議定書と国内法の調和化を勧告した。その際に、子どもの売買に関する新規定を設けることを提案した。子どもの売買の犯罪化のために明確になるであろう。

この点は、すでに児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取および人身取引」において、性的搾取や虐待に関する法制度の改正に現れていた。

その他の関連範囲は、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「強姦の被害者の年齢と起訴」、「人身取引」、「性交同意最低年齢」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「国内行動計画の策定」と、「データーの提供と犯罪者の制裁」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「固定的性別役割分担意識」、「女性に対する暴力」、「刑事法の改

正]、「テレビゲームや漫画の販売」、「人身取引」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「補償およびリハビリテーション」と、「ジェンダーに基づく暴力および人身取引」である。

3. 1. 1. 3 国内行動計画の改訂と実施

児童の権利委員会が当該選択議定書と国内法の調和化を勧告したのと同様に、児童の権利委員会は、当該選択議定書と国内行動計画の調和化および子どもの包括的な保護を勧告した。国内行動計画の実施に当たっての協議の対象者、人的・財政的財源、期限の限定、周知と監視にも言及した。その際に、子どもの商業的搾取に反対する世界会議のアジェンダ等に配慮することを促している。

この点は、すでに児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取および人身取引」において、包括的な行動計画の策定・実施と人身取引の防止のための行動計画の実施に関する情報の提供に現れていた。また、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「子どもの虐待」や「子どもの自殺の回避」にも関連するであろう。

その他の関連範囲は、前述した「立法による国内法の調整」の場合と同様である。

3. 1. 1. 4 調整および評価する機関の設立

児童の権利委員会は調整および評価する機関の設立を勧告し、その際に当該選択議定書の効果的な実施、国と地方の公的機関の間の調整、十分な人的・財政的資源の確保を指摘していた。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「政府部局間および中央・地方政府間の効果的な調整」と「独立した監視システム」に関連する。

その他の関連範囲は、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「国内人権機構の設立」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「国内人権機構の設立」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「国内人権機構および国内本部機構の設立・強化」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「人権救済法および人権機構」である。

3. 1. 1. 5 当該選択議定書の広報および研修

児童の権利委員会が広報および研修を子ども・家族・地域社会に行なうに当たって重視した点は、当該選択議定書の規定、犯罪の有害な影響および被害者が利用可能な救済手段である。その協力対象は、市民社会組織およびメディアである。子どもとともに活動する職業従事者に対しては、特に教育および研修を強化すべきであるとする。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「広報と研修」、武力紛争における児童の関与についての児童の権利に関する条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「広報および研修」と、「人権教育および平和教育」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「専門家の人権教育と研修」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「当該条約の法的地位と意識啓発」と、「女性に対する暴力」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「公務員等による人種差別発言の禁止と取組」、「部落民に対する差別」、「差別撤廃と教育・メディア」、拷問およびその他の残虐な非人道的な

または品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「人権教育と研修」と、「ジェンダーに基づく暴力および人身取引」に関連する。

3. 1. 1. 6 人的・財政的資源の配分

児童の権利委員会が人的・財政的資源の配分を促す際に、犯罪捜査、法的援助および被害者の身体的・心理的回復ならびに社会復帰を重視している。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「予算の適切な配分」に関連する。また、児童の権利条約の第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取および人身取引」において、心理的カウンセリングや他の回復サービスを提供する職員の増加や、児童の権利条約の第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取および人身取引」において、性的搾取の事案の捜査・加害者の訴追、被害者のカウンセリングその他の回復の支援、人身取引被害者に対する身体的心理的回復のための支援に現れていた。

「性的搾取および人身取引」におけるその他の関連範囲は、前述した「立法による国内法の調整」の場合と同様である。

3. 1. 1. 7 当該選択議定書の実施の監視

児童の権利委員会は、人権擁護法案の可決、パリ原則に従い委員会の一般的意見No.2を考慮した国内人権委員会の創設、すでにあるオンブズパーソンの権限・機能・資源の情報提供と新たなオンブズパーソンの任命を勧告した。

この点は、児童の権利条約の第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取および人身取引」において、人身取引対策の効果的監視や人身取引の防止のための行動計画の実施に関する情報の提供に関連する。一般的に「独立した監視システム」と題した児童の権利条約の第1回日本政府報告書、第2回日本政府報告書、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告で指摘されていた。

「性的搾取および人身取引」におけるその他の関連範囲は、前述した「立法による国内法の調整」の場合と同様である。また、「独立した監視システム」におけるその他の関連範囲は、前述した「調整および評価する機関の設立」の場合と同様である。

3. 1. 1. 8 市民社会との連携

児童の権利委員会は、当該選択議定書の実施において非政府組織を援助するなど市民社会と協力することを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「市民社会との協力」に関連する。

3. 1. 1. 9 子どもの売買・買春・ポルノの予防

児童の権利委員会は、近隣諸国との連携および2国間協定の締結、国境を越えた組織犯罪と闘うための行動計画の採択、2000年国連国際組織犯罪防止条約の締結、ポルノの所持自体を犯罪化することを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取および人身取引」の中で、児童の権利条約の第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における子どもの売春・ポルノグラフィ・売買を防止するための包括的な行動計画の策定と実施、児童の権利条約の第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における性的搾取や虐待に関する法制度を改正すること、児童の権利条約の第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における人（特に女性および子ども）の取引の防止・抑止・処罰のための議定書の締結に相当するのではないかと思う。

その他の関連範囲は、前述した「立法による国内法の調整」の場合と同様である。

3. 1. 1. 10 刑事法の改正

児童の権利委員会は、犯罪化すべきものとして、性的搾取・営利目的の臓器移植・強制労働のための子どもの提供・引渡・受領、養子縁組を媒介とした子どもの売買、買春のために子どもを提供・入手・周旋・供給すること、ポルノの製造・流通・頒布・輸入・輸出・提供・販売・所持であって、未遂・共謀・行為への参加や広告資料の製造・頒布を勧告した。その他に、あらゆるインターネット・サイトによる買春の勧誘を禁止するために出会い系サイト規制法を改正することや子どもが犯罪者でなく被害者として扱われることを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取および人身取引」の中で、児童の権利条約の第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における性的搾取や虐待に関する法制度を改正することや、性的サービスの需要者および供給者を対象とした予防措置を策定することに該当するであろう。

その他の関連範囲は、前述した「立法による国内法の調整」の場合と同様である。

3. 1. 1. 11 時効

児童の権利委員会は、刑事訴訟法における時効の削除あるいは時効期間の延長を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取および人身取引」の中で、児童の権利条約の第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における性的搾取や虐待に関する法制度を改正することに該当するであろう。

その他の関連範囲は、前述した「立法による国内法の調整」の場合と同様である。

3. 1. 1. 12 刑事司法制度上の保護措置

児童の権利委員会は、証人となる被害者の子どもに支援する手続の見直し

と録画による証言の使用，18歳未満の子どもの権利を保護するための措置の強化，裁判官等の専門家が被害者および証人とのやりとりに関する研修を受けることを勧告した。

この点は，児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取および人身取引」の中で，児童の権利条約の第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における性的搾取や虐待に関する法制度を改正することと，子どもに配慮した方法で法執行機関職員等に対する申し立てを受付・監視・調査・訴追する方法に相当するのではないかと思う。ただし，後者は，ソーシャル・ワーカーも申し立ての対象者としている。したがって，刑事司法制度上の保護措置よりも広い。

その他の関連範囲は，前述した「立法による国内法の調整」の場合と同様である。

3. 1. 1. 13 身体的・心理的回復および社会統合

児童の権利委員会は，身体的・心理的回復および社会統合のための使途を特定した資源配分のために，分野横断的な支援や被害者の出身国との連携および2国間協定を強調した。

この点は，児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取および人身取引」の中で，児童の権利条約の第2回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における心理的カウンセリングや他の回復サービスを提供する職員の増加と，児童の権利条約の第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における被害者のカウンセリングその他の回復の支援や，人身取引被害者に対する身体的心理的回復のための支援に相当する。

その他の関連範囲は，前述した「立法による国内法の調整」の場合と同様である。

3. 1. 1. 14 国際協力

児童の権利委員会は、当該選択議定書に反した子どもの権利侵害を救済する活動に対する財政的支援と、捜査共助のための条約等による他国との調整の強化を勧告している。

前者は、ただ今述べた「身体的・心理的回復および社会統合」に関することが当てはまる。また、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「国際協力」の中で、児童の権利条約の第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における子どもに資するプログラムや措置のためのODA予算の増額に相当するであろう。

「国際協力」のその他の関連範囲は、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「国際協力」である。

後者は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取および人身取引」の中で、児童の権利条約の第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における人（特に女性および子ども）の取引の防止・抑止・処罰のための議定書の締結に関連するのではないかと思う。

「性的搾取および人身取引」におけるその他の関連範囲は、前述した「立法による国内法の調整」の場合と同様である。

3. 1. 2 武力紛争における児童の関与についての児童の権利に関する条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の最終見解

武力紛争における児童の関与についての児童の権利に関する条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の最終見解の内容を、児童の権利条約に関する第1回日本政府報告書、第2回日本政府報告書、第3回日本政府報告書のそれぞれの児童の権利委員会の最終見解の内容と比較した場合に、全般的に見て両者は直接的に関連するものではないことが理解できる。

しかし、武力紛争における児童の関与についての児童の権利に関する条約の選択議定書は、児童の権利条約を前提にして武力紛争の場合に特化したものであると位置づけることができる。この内容を概観しておくことにする。その際に、各人権条約との関連性にも言及しておくことにする。

3. 1. 2. 1 広報および研修

児童の権利委員会は、当該選択議定書の原則および規則が一般公衆、政府職員、軍事要員、徴兵されまたは敵対行為において使用された可能性のある子どもとともに活動する職業従事者に周知・教育・研修されることを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「広報と研修」、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「当該選択議定書の広報および研修」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「専門家の人権教育と研修」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「当該条約の法的地位と意識啓発」と、「女性に対する暴力」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「公務員等による人種差別発言の禁止と取組」、「部落民に対する差別」、「差別撤廃と教育・メディア」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「人権教育と研修」と、「ジェンダーに基づく暴力および人身取引」に関連する。

3. 1. 2. 2 データー

児童の権利委員会は、徴兵されまたは敵対行為において使用された子ども

を特定し登録するための中央データベースの整備、被害を受けた難民の子どもおよび庇護申請した子どもに関する年齢・性別・出身国ごとの分類データベースの入手、自衛隊の生徒として採用された者の社会経済的背景に関する情報の提供を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「データベースの収集」、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「データベースの収集」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「データベースの提供と犯罪者の制裁」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「女性に対する暴力」と、「社会的弱者グループの女性の保護」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「当該条約第1条のグループの構成および状況」、「ジェンダーに関連した人種差別」、「部落民に対する差別」、「沖縄の住民の権利」に関連する。

3. 1. 2. 3 人権教育および平和教育

児童の権利委員会は、学校の生徒に対する人権教育および平和教育を提供し、そのために教職員を研修することを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「広報と研修」において、第1回日本政府報告書、第2回日本政府報告書、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における子どもと親・成人への条約の周知、すべての職能集団に対する研修、すべての教育機関のカリキュラムへの条約の導入に通ずるものがある。

その他の関連範囲は、前述した「広報と研修」の場合と同様である。

3. 1. 2. 4 立法措置

児童の権利委員会は、子どもを軍隊または武装集団に徴募することや敵対行為において子どもを使用することを禁止することを刑法で明文化することと、軍隊のすべての規則・規範その他の軍事的指示を当該選択議定書に適合させることを勧告した。

3. 1. 2. 5 国家管轄権

児童の権利委員会は、当該選択議定書の言う犯罪行為についての国家管轄権の域外適用のための国内法の改正を勧告した。

3. 1. 2. 6 身体的・心理的回復に向けた支援

児童の権利委員会は、難民の子どもおよび庇護申請した子どものうち徴兵されまたは敵対行為において使用された可能性がある子どもを早期に特定し、子どもの状況の慎重な評価と分野横断的な支援を提供することと、移民担当機関内における特別な訓練を受けた職員の配置および子どもの送還プロセスにおける子どもの最善の利益およびノンフルマン原則の尊重を勧告した。

子どもの最善の利益については、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「子どもの最善の利益」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「難民の権利の保護」と、「日本国籍を持たない者のアクセス権の保障」に関連する。

ノンフルマン原則の尊重については、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「ノンフルマンの原則」に関連する。

3. 1. 3 市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の最終見解

市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書は第

1回から第5回まで提出されている。本稿の対象としている日本政府報告書は、最新の2006年に提出された第5回のものである。これは市民のおよび政治的権利に関する国際規約の名称が示すように、人間の市民のおよび政治的権利一般について報告したものである。しかし、ここでは、「子ども」の用語が出ている部分などに限定して最終見解を述べることにする。その際に、各人権条約との関連性にも言及しておくことにする。

3. 1. 3. 1 最終見解の実施

自由権規約委員会は、今回の勧告だけでなく前回の履行されていない勧告も実施すべきであるとする

3. 1. 3. 2 当該自由権規約の規定を直接適用した判例情報

自由権規約委員会は、当該自由権規約の適用および解釈を専門職業人の研修の中に含め、当該自由権規約に関する情報の周知を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「国内裁判所における児童の権利条約の援用」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「当該社会権規約の直接適用と影響評価」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「当該条約の法的地位と意識啓発」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「条約の直接的な国内適用」に関連する。

3. 1. 3. 3 当該選択議定書の批准

自由権規約委員会は、国内裁判所の判断と委員会の判断との相違を指摘して当該選択議定書の批准を勧告している。

3. 1. 3. 4 国内人権機構の設立

自由権規約委員会は、国内人権機構の設立を勧告した。その基準は、日本が受諾した国際人権基準を対象とする権限、人権侵害の申立を処理する能力、政府からの独立性、適切な財政的および人的資源の付与を挙げている。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「独立した監視システム」、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「調整および評価する機関の設立」と「当該選択議定書の実施の監視」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「国内人権機構の設立」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「国内人権機構および国内本部機構の設立・強化」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「人権救済法および人権機構」に関連する。

3. 1. 3. 5 公共の福祉

自由権規約委員会は、公共の福祉の内容の明確化と当該自由権規約の限度を超えた制約原理としないことを勧告した。

3. 1. 3. 6 強姦の被害者の年齢と起訴

自由権規約委員会は、被害者が13歳以上であっても強姦その他の性的暴力犯罪を職権で起訴できるようにすべきであるとする。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取および人身取引」、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「立法による国内法の調整」、「国内行動計画の改訂と実施」、「人的・財政的資源の配分」、「当該選択議定書の実施

の監視]、「子どもの売買・買春・ポルノの予防」,「刑事法の改正」,「時効」,「刑事司法制度上の保護措置」,「身体的・心理的回復および社会統合」,「国際協力」,「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「国内行動計画の策定」と、「データの提供と犯罪者の制裁」,女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「固定的性別役割分担意識」,「女性に対する暴力」,「刑事法の改正」,「テレビゲームや漫画の販売」,「人身取引」,拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「補償およびリハビリテーション」と、「ジェンダーに基づく暴力および人身取引」に関連する。

3. 1. 3. 7 夫・パートナー等からの暴力と被害者の支援

自由権規約委員会は、夫・パートナー等からの暴力被害者に対する補償やシングルマザーの子育てに対する手当を増額させること、補償や子ども支援に関する裁判所の命令を執行することなどによって被害者の支援を勧告した。

3. 1. 3. 8 慰安婦問題の教育

自由権規約委員会は、慰安婦に対する法的な責任を認めるべきことを述べの中で、慰安婦問題について生徒および一般の公衆を教育すべきことを勧告した。

3. 1. 3. 9 人身取引

自由権規約委員会は、人身取引被害者の発見、人身取引のデータの収集、犯罪の量刑の見直し、民間シェルターその他の支援を勧告した。しかし、人身取引対策行動計画の策定や人身取引対策の関係省庁連絡会議の設立については肯定的側面として採り上げられていた。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取および人身取引」の中で、児童の権利条約の第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における人身取引対策の効果的監視、人身取引被害者に対する身体的心理的回復のための支援、人身取引の防止のための行動計画の実施に関する情報の提供、人（特に女性および子ども）の取引の防止・抑止・処罰のための議定書の締結に相当するものと評価できる。

その他の関連範囲は、前述した「強姦の被害者の年齢と起訴」の場合と同様である。

3. 1. 3. 10 性交同意最低年齢

自由権規約委員会は、性交同意最低年齢を13歳より上に引き上げることを勧告した。この目的は、子どもの正常な発達と虐待防止であるとする。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「婚姻最低年齢」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「差別規定の除外」に関連する。

その他の関連範囲は、前述した「強姦の被害者の年齢と起訴」の場合と同様である。

3. 1. 3. 11 非嫡出子の法的地位

自由権規約委員会は、非嫡出子の差別を除去するために、国籍の取得に関する国籍法第3条、相続権に関する民法第900条4号、出生登録に関する戸籍法第9条1項1の改正を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「非嫡出子の差別の禁止」、女子に対するあらゆる

る形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「差別規定の除外」に関連する。

3. 1. 3. 12 朝鮮学校の取扱い

自由権規約委員会は、朝鮮学校に対する補助金の増大、朝鮮学校への寄付者の公平な取扱い、朝鮮学校の卒業証書で日本の大学入学資格を与えることを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「教育制度」の中で、第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における外国人学校に対する補助金の増額と大学入学試験の資格の無差別に相当する。

その他の関連範囲は、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「民族的少数者の差別の禁止」、「教育制度の見直し」、「教科書の改訂」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「帰化する者の保護」、「ジェンダーに関連した人種差別」、「少数グループの子どもの教育差別への対処」、「マイノリティーの文化・歴史・言語の尊重」、「差別撤廃と教育・メディア」に関連するであろう。

3. 1. 3. 13 先住民族としての承認

自由権規約委員会は、アイヌの人々および琉球・沖縄の人々を先住民族として認めること、その文化遺産と伝統的生活様式や土地の権利の保護、その子どもが自らの言語および文化についての教育を受ける機会があること、通常の教育課程にその文化および歴史を含めることを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「教育制度」の中で述べられていた。たとえば、少数民族の文化・宗教・言語の拡充、教科書における歴史的事実のバランスの確保である。

また、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」の中でも述べられていた。たとえば、民族的少数者の差別の排除である。

「教育制度」のその他の関連範囲は、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「民族的少数者の差別の禁止」、「教育制度の見直し」、「教科書の改訂」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「帰化する者の保護」、「ジェンダーに関連した人種差別」、「部落民に対する差別の禁止」、「アイヌの権利の保護」、「沖縄の住民の権利」、「少数グループの子どもの教育差別への対処」、「マイノリティーの文化・歴史・言語の尊重」、「差別撤廃と教育・メディア」である。

「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」のその他の関連範囲は、「教育制度」のその他の関連範囲以外で、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「マイノリティー女性の差別の撤廃」と、「社会的弱者グループの女性の保護」を挙げることができる。

3. 1. 4 経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解

経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書は第1回から第3回まで提出されている。本稿は、第2回日本政府報告書の最終見解を対象としている。これは経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約の名称が示すように、人間の経済的・社会的及び文化的権利一般について報告したものである。しかし、ここでは、「子ども」の用語が出ている部分などに限定して最終見解を述べることにする。必要な範囲内で、この最終見解に対する締約国の意見と第3回日本政府報告書に言及する。⁹⁾

最新の第3回日本政府報告書に対して経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解がないので、この最終見解に言及できないが以下で述べる事項についての当該報告書の該当部分を述べておくことにする。

また、各人権条約との関連性にも言及しておくことにする。

3. 1. 4. 1 最終見解における肯定的評価

経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会は、1999年の児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、2000年のストーカー行為等の規制等に関する法律、2000年の児童虐待の防止等に関する法律、2001年の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、子どもの虐待や性的犯罪を防止するための2001年の刑事手続法の改正、子どもの商業的性的搾取を防止する2001年の国内行動計画の策定を採り上げている。

このような法律の制定・改正や行動計画の策定自体は大きな進歩であるので良く評価されたのである。

3. 1. 4. 2 当該社会権規約の直接適用と影響評価

経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会は、当該社会権規約に基づく法的立場の見直し、当該社会権規約の直接的な適用可能性、人権影響評価およびその他の措置の導入を勧告した。

当該社会権規約の直接的な適用可能性については、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「国内裁判所における児童の権利条約の援用」、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「当該自由権

(9) 最終見解に関する締約国の意見：日本（2002年11月29日）

E/C.12/2002/12（最終見解/意見）

経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会 第29会期2002年11月11日－29日

経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約第16条及び第17条に基づく第3回政府報告（和文）2009年12月（外務省のホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html>）

規約の規定を直接適用した判例情報」, 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「当該条約の法的地位と意識啓発」, 拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「条約の直接的な国内適用」に関連する。

人権影響評価およびその他の措置の導入については, 児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「広報と研修」の中でも間接的に指摘されていた。

最終見解に対する締約国の意見として, 当該社会権規約の直接的な適用可能性について, 解釈権を有するのは締約国であると反論している。

第3回日本政府報告書も同様のことを述べ, 人権影響評価について広範な検討が必要で現時点において導入する予定がないとする。

3. 1. 4. 3 当該社会権規約の規定の留保

経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会は, 当該社会権規約の第7条(d), 第8条第2項, 第13条第2項(b)および(c)の留保の撤回を勧告した。

この種の留保の撤回は, 児童の権利条約の場合においても指摘されていた。児童の権利条約の第9条1, 第10条1, 第37条(c)が対象となっていた。

最終見解に対する締約国の意見として, 留保しているのは第8条第1項(d)であって, 第8条第2項でないとして反論している。また, 当該留保を撤回するの可否は, 締約国の判断であるとする。

第3回日本政府報告書は, 子どもに関連する第13条第2項(b)および(c)の留保, すなわち, 後期中等教育・高等教育の無償化条項の留保について, 教育を受ける学生等に対して適正な負担を求める方針や奨学金制度・授業料減免措置・私学助成等を理由にして正当化している。

3. 1. 4. 4 専門家の人権教育と研修

経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会は、裁判官・検察官・弁護士に対する人権教育と研修プログラムの改善を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「広報と研修」、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「当該選択議定書の広報および研修」、武力紛争における児童の関与についての児童の権利に関する条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「広報および研修」と、「人権教育および平和教育」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「当該条約の法的地位と意識啓発」と、「女性に対する暴力」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「公務員等による人種差別発言の禁止と取組」、「部落民に対する差別」、「差別撤廃と教育・メディア」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「人権教育と研修」と、「ジェンダーに基づく暴力および人身取引」に関連する。

第3回日本政府報告書は、検察官および裁判官の経験年数等に応じた各種研修や、裁判官・検察官・弁護士になる修習期間中のカリキュラムを指摘している。

3. 1. 4. 5 国内行動計画の策定

経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会は、包括的な国内行動計画を策定し、第3回日本政府報告書に国内行動計画を別添して説明するように勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「子どもの虐待」、「子どもの自殺の回避」、「性的搾取および人身取引」の中で部分的に指摘されていた。

その他の関連範囲は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会における「国内行動計画の改訂と実施」、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「強姦の被害者の年齢と起訴」、「人身取引」、「性交同意最低年齢」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「固定的性別役割分担意識」、「女性に対する暴力」、「刑事法の改正」、「テレビゲームや漫画の販売」、「人身取引」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「補償およびリハビリテーション」と、「ジェンダーに基づく暴力および人身取引」である。

第3回日本政府報告書は、1997年の「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の策定とフォローアップ、2000年に制定された人権教育および人権啓発の推進に関する法律を採り上げている。

3. 1. 4. 6 国際協力

経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会は、途上国への援助額の目標達成計画の設定や国際金融機関の政策および決定と日本の当該社会権規約上の義務の一致を確保することを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「国際協力」と、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「国際協力」に関連する。

第3回日本政府報告書は、2008年にODA事業費を増額し目標達成に向けて努力するとする。

3. 1. 4. 7 国内人権機構の設立

経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会は、国内人権機構の早期の設立を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「独立した監視システム」、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「調整および評価する機関の設立」と「当該選択議定書の実施の監視」、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「国内人権機構の設立」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「国内人権機構および国内本部機構の設立・強化」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「人権救済法および人権機構」に関連する。

第3回日本政府報告書は、人権擁護法案について検討を継続するとする。

3. 1. 4. 8 差別の禁止

経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会は、絶対的な差別の禁止に言及し非差別立法の制定を勧告した。これは一般的なレベルで差別の禁止を述べている。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「非嫡出子の法的地位」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「差別規定の除外」、「差別の定義の明確化」、「固定的性別役割分担意識」、「マイノリティー女性の差別の撤廃」、「社会的弱者グループの女性の保護」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「人種差別の包括的な定義」、「差別を禁止する特別法」、「当該条約第4

条に関する制定法および追加措置]、「公務員等による人種差別発言の禁止と取組]、「帰化する者の保護]、「ジェンダーに関連した人種差別]、「プライバシーの保護と戸籍制度の適正な利用]、「部落民に対する差別の禁止]、「アイヌの権利の保護]、「沖縄の住民の権利]、「難民の権利の保護]、「日本国籍を持たない者のアクセス権の保障]、「差別撤廃と教育・メディア]、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「補償およびリハビリテーション」に関連する。

第3回日本政府報告書は、人権擁護法案について検討を継続するとする。

3. 1. 4. 9 民族的少数者の差別の禁止

経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会は、民族的少数者の法律上および事実上の差別をなくす措置を勧告した。たとえば雇用・住宅・教育の分野を採り上げている。教育の分野について、言語的少数者のための母国語教育、民族学校の承認と財政的援助、民族学校の卒業証書を日本の大学入学試験受験資格にすることを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止]、「教育制度]、「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」に関連する。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「差別の禁止」の場合と同様である。また、「教育制度」のその他の関連範囲は、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「朝鮮学校の取扱い]、「先住民族としての承認]、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「帰化する者の保護]、「ジェンダーに関連した人種差別]、「部落民に対する差別の禁止]、「アイヌの権利の保護]、「沖縄の住民の権利]、「少数グループの子どもの教育差別への対処]、「マイノリティーの文化・歴史・言語の尊重]、「差別撤廃と教育・メディア」である。

さらに、「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」のその他の関連範囲は、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告と人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告の重複する部分を除いて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「マイノリティー女性の差別の撤廃」と、「社会的弱者グループの女性の保護」である。

第3回日本政府報告書は、雇用につき政府の指導および啓発と労働基準法第3条を採り上げている。教育につき公立義務教育諸学校への就学を無償で受け入れていること、就学支援や日本語指導等の支援、中・高等学校等を卒業できなかった者が認定試験制度によって上級の学校に入学可能であること、人権尊重の意識を高める教育の充実を指摘している。人権啓発につき人権教育および人権啓発の推進に関する法律に基づく基本計画や法務省の人権擁護機関の啓発活動を述べている。ウトロ問題につき1965年の日韓請求権・経済協力協定やウトロ地区住環境改善検討協議会の開催を採り上げている。

さらに、日本語指導のためのカリキュラムと教員の配置、母国語を話せる者による支援、学校教育法第134条に基づく各種学校として都道府県の認可を受けていること、準学校法人立の各種学校に対する地方自治体からの財政的援助、学校教育法第1条による認可により大学入学資格を取得できることに言及している。

3. 1. 4. 10 非嫡出子の差別の禁止

経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会は、非嫡出子の概念の除外、非嫡出子の差別の禁止、当該社会権規約第2条および第10条の権利の回復を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」に関連する。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「差別の禁止」の場合と

同様である。

第3回日本政府報告書は、1996年の民法の一部を改正する法律要綱案を巡る動向、2009年の国籍法の改正、戸籍の続柄欄の記載方法の改定、法務省の人権擁護機関の活動に言及している。

3. 1. 4. 11 データーの提供と犯罪者の制裁

経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会は、家庭内暴力、セクシュアル・ハラスメント、子どもの性的搾取に関するデーターの提供と、犯罪者の効果的な制裁を勧告した。

データーの提供の部分は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「データーの収集」に関連する。

その他の関連範囲は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「データーの収集」、武力紛争における児童の関与についての児童の権利に関する条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「データー」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「女性に対する暴力」と、「社会的弱者グループの女性の保護」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「当該条約第1条のグループの構成および状況」、「ジェンダーに関連した人種差別」、「部落民に対する差別」、「沖縄の住民の権利」である。

犯罪者の効果的な制裁の部分は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取および人身取引」に関連する。

その他の関連範囲は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「立法による国内法の調整」、「国内行動計画の改訂と実施」、「人的・財政的資源の配分」、「当該選択議定書の実施の監視」、「子ども

の売買・買春・ポルノの予防」, 「刑事法の改正」, 「時効」, 「刑事司法制度上の保護措置」, 「身体的・心理的回復および社会統合」, 「国際協力」, 市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「強姦の被害者の年齢と起訴」, 「人身取引」, 「性交同意最低年齢」, 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「固定的性別役割分担意識」, 「女性に対する暴力」, 「刑事法の改正」, 「テレビゲームや漫画の販売」, 「人身取引」, 拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「補償およびリハビリテーション」と, 「ジェンダーに基づく暴力および人身取引」である。

第3回日本政府報告書は, 子どもの性的搾取につきデータを示して児童福祉法違反事件と児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反事件を採り上げて, 厳正な対処に努めていることを述べている。

3. 1. 4. 12 障害者の差別の禁止

経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会は, 障害者の差別を禁止する法律の制定, 公的部門の障害者法定雇用率の早期の実施, 障害者への地域サービスの向上と拡大を勧告した。

この点は, 児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」と「障害のある子どもの保護」に関連する。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は, 前述した「差別の禁止」の場合と同様である。

「障害のある子どもの保護」のその他の関連範囲は, 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「社会的弱者グループの女性の保護」, 拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関

する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「精神障害を有する者」である。

第3回日本政府報告書は、憲法第14条と障害者基本法の存在、障害者が欠格条項となる63制度の見直し、公的機関の法定雇用率の完全達成に向けた努力に言及している。

3. 1. 4. 13 教育制度の見直し

経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会は、教育制度の包括的な見直しを勧告した。この視点は、教育制度の過度に競争的な性格にある。このために、不登校、病気、自殺が発生しているとする。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「子どもの自殺の回避」と「教育制度」に関連する。

「子どもの自殺の回避」のその他の関連部分は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「健康」である。

「教育制度」のその他の関連範囲は、前述した「民族的少数者の差別の禁止」の場合と同様である。

第3回日本政府報告書は、高等学校や大学の入学者選抜における推薦や面接試験の実施を採り上げて、改善措置に言及している。しかし、不登校、病気、自殺と教育制度との関連性を否定している。

3. 1. 4. 14 教科書の改訂

経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会は、学校教科書およびその他の教材の内容が公正かつ均衡のとれた形になるように勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「教育制度」の中でも指摘されている。

「教育制度」のその他の関連範囲は、前述した「民族的少数者の差別の禁止」の場合と同様である。

最終見解に対する締約国の意見として、教科書は検定制度によって当該社会権規約第13条等に合致したものであることや、教科書以外の教材も各学校の判断で各教育委員会の管理・指導・助言の下で適切な運用がなされていることを理由にして反論している。

第3回日本政府報告書は、教科書検定制度と教科用図書検定調査審議会の審議に言及して、厳正かつ適切であるとする。

3. 1. 5 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての 日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の最終見解

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書は第1回から第6回まで提出されている。本稿は、第6回日本政府報告書の最終見解を対象としている。これは女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の名称が示すように、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関して報告したものである。しかし、ここでは、「子ども」の用語が出ている部分などに限定して最終見解を述べることにする。その際に、各人権条約との関連性にも言及しておくことにする。

3. 1. 5. 1 最終見解における肯定的評価

女子差別撤廃委員会は、国籍法第3条の改正、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議の設置、人身取引対策行動計画の採択を肯定的に評価していた。

3. 1. 5. 2 最終見解の実施

女子差別撤廃委員会は、今回の最終見解の実施だけでなく、前回の最終見解の実施も促している。

3. 1. 5. 3 差別規定の除外

女子差別撤廃委員会は、婚姻適齢を男女ともに18歳にすることと、非嫡出子に関する民法および戸籍法の差別規定の改正を勧告した。

婚姻適齢については、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「婚姻最低年齢」の中で指摘されていた。

「婚姻最低年齢」のその他の関連範囲は、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「性交同意最低年齢」である。

非嫡出子の扱いについて、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」において同様のことが指摘されていた。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「非嫡出子の法的地位」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「非嫡出子の差別の禁止」である。

3. 1. 5. 4 当該条約の法的地位と意識啓発

女子差別撤廃委員会は、当該条約を直接適用し国内法に十分に取り入れること、当該条約および委員会の一般勧告に対する法曹の意識啓発、公務員の意識向上のための能力開発プログラムの提供、選択議定書の批准およびこのメカニズムの利用を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「国内裁判所における子どもの権利条約の援用」と「広報と研修」に関連する。

「国内裁判所における子どもの権利条約の援用」のその他の関連範囲は、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「当該自由権規約の規定を直接適用した判例情報」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「当該社会権規約の直接適用と影響評価」、拷問およびその他の残

虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「条約の直接的な国内適用」である。

また、国内法に十分に取り入れるという側面についてのみ、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「立法による国内法の調整」を採り上げることができる。

「広報と研修」のその他の関連範囲は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「当該選択議定書の広報および研修」、武力紛争における児童の関与についての児童の権利に関する条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「広報および研修」、人権教育および平和教育」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「専門家の人権教育と研修」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「公務員等による人種差別発言の禁止と取組」、「部落民に対する差別」、「差別撤廃と教育・メディア」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「人権教育と研修」と、「ジェンダーに基づく暴力および人身取引」である。

3. 1. 5. 5 差別の定義の明確化

女子差別撤廃委員会は、直接および間接の差別の定義を国内法の中で明確化すべきことを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」に関連する。

その他の関連範囲は、市民的および政治的権利に関する国際規約について

の日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「非嫡出子の法的地位」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「差別の禁止」、「民族的少数者の差別の禁止」、「非嫡出子の差別の禁止」、「障害者の差別の禁止」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「人種差別の包括的な定義」、「差別を禁止する特別法」、「当該条約第4条に関する制定法および追加措置」、「公務員等による人種差別発言の禁止と取組」、「帰化する者の保護」、「ジェンダーに関連した人種差別」、「プライバシーの保護と戸籍制度の適正な利用」、「部落民に対する差別の禁止」、「アイヌの権利の保護」、「沖縄の住民の権利」、「難民の権利の保護」、「日本国籍を持たない者のアクセス権の保障」、「差別撤廃と教育・メディア」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「補償およびリハビリテーション」である。

3. 1. 5. 6 国内人権機構および国内本部機構の設立・強化

女子差別撤廃委員会は、男女平等の国内人権機構の明確の期限を定めた設置と、女性の地位向上の国内本部機構の強化を勧告した。男女共同参画に関する監視制度の導入も勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「独立した監視システム」に関連する。

その他の関連範囲は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「調整および評価する機関の設立」と「当該選択議定書の実施の監視」、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「国内人権機構の設立」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書

に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「国内人権機構の設立」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「人権救済法および人権機構」である。

3. 1. 5. 7 固定的性別役割分担意識

女子差別撤廃委員会は、固定的性別役割分担意識の解消のために、教職やカウンセリングスタッフへの教育および現職研修やマスメディアへの働きかけ、教科書および教材の見直し、メディアや広告における猥褻文書等の処理戦略、メディアの作品や報道における女兒や女性の差別がない肯定的印象の促進などを勧告している。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」と「性的搾取および人身取引」に関連する。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「差別の定義の明確化」の場合と同様である。

「性的搾取および人身取引」のその他の関連範囲は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「立法による国内法の調整」、「国内行動計画の改訂と実施」、「人的・財政的資源の配分」、「当該選択議定書の実施の監視」、「子どもの売買・買春・ポルノの予防」、「刑事法の改正」、「時効」、「刑事司法制度上の保護措置」、「身体的・心理的回復および社会統合」、「国際協力」、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「強姦の被害者の年齢と起訴」、「人身取引」、「性交同意最低年齢」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「国内行動計画の策定」と、「データの提供と犯罪者の制裁」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「補償およびリハビリテーショ

ン」と、「ジェンダーに基づく暴力および人身取引」である。

3. 1. 5. 8 女性に対する暴力

女子差別撤廃委員会は、委員会の一般勧告第19号の活用、暴力を許さない意識の啓発、暴力に関する取組の強化、保護命令の発令の迅速化、24時間ホットラインの相談体制の強化、苦情申立・救済のための支援サービス、通報制度の確立、公務員の教育・研修、暴力に関するデータの収集・活用を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「データの収集」、「広報と研修」、「子どもに対する暴力」、「子どもの虐待」、「性的搾取および人身取引」に関連する。

「データの収集」のその他の関連範囲は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「データの収集」、武力紛争における児童の関与についての児童の権利に関する条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「データ」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「データの提供と犯罪者の制裁」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「当該条約第1条のグループの構成および状況」、「ジェンダーに関連した人種差別」、「部落民に対する差別」、「沖縄の住民の権利」である。

「広報と研修」のその他の関連範囲は、前述した「当該条約の法的地位と意識啓発」の場合と同様である。

「子どもに対する暴力」のその他の関連範囲は、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「ジェンダーに関連した人種差別」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対す

る拷問禁止委員会の勧告における「ジェンダーに基づく暴力および人身取引」である。

「子どもの虐待」のその他の関連範囲は、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「国内行動計画の策定」である。

「性的搾取および人身取引」のその他の関連範囲は、前述した「固定的性別役割分担意識」の場合と同様である。

さらに、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「夫・パートナー等からの暴力と被害者の支援」に関連するであろう。

3. 1. 5. 9 刑事法の改正

女子差別撤廃委員会は、性暴力犯罪の訴訟要件に被害者の告訴を入れないこと、性犯罪の再定義、強姦罪の罰則の引き上げ、近親姦の犯罪として立法することを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取と人身取引」に関連する。

「性的搾取および人身取引」のその他の関連範囲は、前述した「固定的性別役割分担意識」の場合と同様である。

3. 1. 5. 10 テレビゲームや漫画の販売

女子差別撤廃委員会は、女性に対する強姦や性暴力についてのテレビゲームや漫画の販売の禁止と、これを児童買春・児童ポルノ法に含めることを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取と人身取引」に関連する。

「性的搾取および人身取引」のその他の関連範囲は、前述した「固定的性別役割分担意識」の場合と同様である。

3. 1. 5. 11 人身取引

女子差別撤廃委員会は、人身取引被害者を保護・支援し女性の経済状況を改善するための取組の拡充、性的搾取や人身取引被害者の回復および社会復帰のための施策、売春の需要の抑止、売春をした者の社会復帰促進策の実施、売春による性的搾取の被害者の回復プログラムおよび経済力強化プログラム、インターシップおよび研修プログラム用の査証発給の監視、人（特に女性および子ども）の取引を防止し抑止しおよび処罰するための議定書の批准を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取と人身取引」に関連する。

「性的搾取および人身取引」のその他の関連範囲は、前述した「固定的性別役割分担意識」の場合と同様である。

3. 1. 5. 12 教育分野における女性の権利の保護

女子差別撤廃委員会は、男女共同参画の推進を教育基本法に取り入れること、伝統的に進出してこなかった分野における教育や研修を奨励すること、報酬が高い分野での就職の機会およびキャリア形成の機会の拡充を勧告した。

3. 1. 5. 13 家庭と仕事の両立

女子差別撤廃委員会は、家庭と仕事の両立のために、子育てや家事の適切な分担に関する男女双方の意識啓発と教育、様々な年齢層の子どものための保育施設の提供と手頃な料金設定、男性の育児休業取得の奨励などを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「家庭環境の改善」に関連する。

3. 1. 5. 14 健康

女子差別撤廃委員会は、思春期の男女を対象とした性の健康に関する教育

の推進、性の健康に関する情報やサービスへのアクセスの確保、健康や医療サービスの提供についての性別データと HIV/エイズを含む性感染症の女性への拡大と対策に関するデータの提供、妊娠人口中絶を犯罪とする法令の改正、女性の精神的・心理的健康に関する情報の提供を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「健康の保持」、「子どもの自殺の回避」、「HIV/AIDS」に関連する。

「健康の保持」のその他の関連範囲は、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「精神障害を有する者」である。

「子どもの自殺の回避」のその他の関連範囲は、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「国内行動計画の策定」と「教育制度の見直し」である。

3. 1. 5. 15 マイノリティー女性の差別の撤廃

女子差別撤廃委員会は、政策的枠組の策定および暫定的特別措置の導入を含む有効な措置、マイノリティー女性の代表の意志決定過程への参画、マイノリティー女性の状況に関する情報の提供、マイノリティー女性の現状についての包括的な調査を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」と「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」に関連する。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「差別の定義の明確化」の場合と同様である。

「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」のその他の関連範囲は、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告

書に対する自由権規約委員会の勧告における「先住民族としての承認」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「民族的少数者の差別の禁止」、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「帰化する者の保護」、「ジェンダーに関連した人種差別」、「部落民に対する差別の禁止」、「アイヌの権利の保護」、「沖縄の住民の権利」、「差別撤廃と教育・メディア」である。

3. 1. 5. 16 社会的弱者グループの女性の保護

女子差別撤廃委員会は、母子家庭の母や障害のある女性など社会的弱者グループの実態と、具体的なプログラムや成果に関する情報の提供、特有のニーズに対応した性別に配慮した政策やプログラムの策定を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「データの収集」、「差別の禁止」、「家庭環境の改善」、「障害のある子どもの保護」、「適切な生活水準に対する権利」、「同伴者のいない難民の子ども」、「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」に関連する。

「データの収集」のその他の関連範囲は、前述した「女性に対する暴力」の場合と同様である。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「差別の定義の明確化」の場合と同様である。

「障害のある子どもの保護」のその他の関連範囲は、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「障害者の差別の禁止」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「精神障害を有する者」である。

「適切な生活水準に対する権利」のその他の関連範囲は、人種差別撤廃条

約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「アイヌの権利の保護」と、「難民の権利の保護」である。

「同伴者のいない難民の子ども」のその他の関連範囲は、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「難民の権利の保護」である。

「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」のその他の関連範囲は、前述した「マイノリティー女性の差別の撤廃」の場合と同様である。

また、武力紛争における児童の関与についての児童の権利に関する条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会における「身体的・心理的回復に向けた支援」に関連する。

3. 1. 5. 17 国際条約の批准

女子差別撤廃委員会は、新たに「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」へ加入することを奨励した。

この点は、人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の勧告における「国際条約の批准と宣言及び行動計画の実施」において指摘されている。

3. 1. 6 人種差別撤廃条約についての日本政府報告書に対する人種差別撤廃委員会の最終見解

人種差別撤廃条約についての日本政府報告書は第1回から第6回まで提出されている。本稿は、第3回乃至第6回の日本政府報告書の最終見解を対象としている。これは人種差別撤廃条約の名称が示すように、一般的に人種差別の撤廃に関して報告したものである。しかし、ここでは、「子ども」の用語が出ている部分などに限定して最終見解を述べることにする。その際に、各人権条約との関連性にも言及しておくことにする。

また、人権差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメントについても必要な範囲内で言及しておくことにする。⁽¹⁰⁾

3. 1. 6. 1 最終見解における肯定的評価

人種差別撤廃委員会は、先住民の権利に関する国際連合宣言に対する日本の支持と、アイヌ民族を先住民として承認したことおよびアイヌ政策推進会議の創設に対して肯定的な評価を下した。

3. 1. 6. 2 最終見解の実施

人種差別撤廃委員会は、日本がすべての勧告および決定に従うことや、当該条約の実施手段としての国内法の位置付けを明らかにしている。

3. 1. 6. 3 人種差別の包括的な定義

人種差別撤廃委員会は、世系を採り上げながら人種差別の包括的な定義を採用することを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」に関連する。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「非嫡出子の法的地位」、経済的・および社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・および社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「差別の禁止」、「民族的少数者の差別の禁止」、「非嫡出子の差別の禁止」、「障害者の差別の禁止」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「差別規定の除外」、「差別の定義の明確化」、「固定的性別役割分担意識」、「マイノリティー女性の差別の撤廃」、「社会的弱者グループの女性の保護」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告

(10) 人種差別撤廃委員会の最終見解 (CERD/C/JPN/CO/3-6) に対する日本政府コメント 平成23年3月 (外務省のホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/index.html>)

書に対する拷問禁止委員会の勧告における「補償およびリハビリテーション」である。

3. 1. 6. 4 差別を禁止する特別法

人種差別撤廃委員会は、直接的及び間接的に人種差別を禁止する特別法の制定と、人種差別の申立てに関わる法執行官の適正な専門知識と権限の保有を促した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」に関連する。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「人種差別の包括的な定義」の場合と同様である。

3. 1. 6. 5 当該条約第1条のグループの構成および状況

人種差別撤廃委員会は、言語、母国語、あるいは、社会調査からの情報を合わせた人口の多様性を示す他の指標の調査と、日本国籍を持たない者の人口に関する集計データの提供を促した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「データの収集」に関連する。

「データの収集」のその他の関連範囲は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「データの収集」、武力紛争における児童の関与についての児童の権利に関する条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「データ」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「データの提供と犯罪者の制裁」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「女性に対する暴力」と、「社会的弱者グループの女性の保護」である。

3. 1. 6. 6 人権救済法および人権機構

人種差別撤廃委員会は、人権救済法案の起草および採択と人権機構の設立を勧告した。その際に、人権機構の特色として、十分な資金、適切な人員、独立性、幅広い人権に関する権限、現代的差別に取り組む特別な権限を採り上げている。

当該最終見解に対する日本政府のコメントは、人権救済法案を国会に提出していないとするが、国内人権機構の創設に向け必要な準備をすることであった。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「独立した監視システム」に関連する。

「独立した監視システム」のその他の関連範囲は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「調整および評価する機関の設立」と「当該選択議定書の実施の監視」、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「国内人権機構の設立」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「国内人権機構の設立」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「国内人権機構および国内本部機構の設立・強化」である。

3. 1. 6. 7 当該条約第4条に関する制定法および追加措置

人種差別撤廃委員会は、当該条約第4条における差別禁止のための法律の制定、憎悪的および人種差別的の表明に対処する追加的措置、人種主義的思想の流布に対する注意・啓発キャンペーンを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」に関連する。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「人種差別の包括的な定義」の場合と同様である。

3. 1. 6. 8 公務員等による人種差別発言の禁止と取組

人種差別撤廃委員会は、公務員等による人種差別発言の禁止と人権啓発を促進する取組、その発言の禁止および効果的な保護と救済へのアクセスを保障する法律の制定、人種差別に関連する人権教育の提供を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」や「広報と研修」に関連する。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「人種差別の包括的な定義」の場合と同様である。

「広報と研修」のその他の関連範囲は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「当該選択議定書の広報および研修」、武力紛争における児童の関与についての児童の権利に関する条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「広報および研修」、「人権教育および平和教育」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「当該社会権規約の直接適用と影響評価」と、「専門家の人権教育と研修」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「当該条約の法的地位と意識啓発」と、「女性に対する暴力」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「人権教育と研修」と、「ジェンダーに基づく暴力および人身取引」である。

3. 1. 6. 9 帰化する者の保護

人種差別撤廃委員会は、帰化する者のアイデンティティの尊重と、日本語名や漢字の使用を促すことを控えることを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」、「教育制度」、「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」に関連する。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「人種差別の包括的な定義」の場合と同様である。

「教育制度」のその他の関連範囲は、市民のおよび政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「朝鮮学校の取扱い」、「先住民族としての承認」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「民族的少数者の差別の禁止」、「教育制度の見直し」、「教科書の改訂」である。

「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」のその他の関連範囲は、市民のおよび政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「先住民族としての承認」、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「民族的少数者の差別の禁止」、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「マイノリティー女性の差別の撤廃」、「社会的弱者グループの女性の保護」である。

3. 1. 6. 10 ジェンダーに関連した人種差別

人種差別撤廃委員会は、社会的弱者グループの女性や子どもの差別に対処する施策と、暴力を含むジェンダーに関連した人種差別を防ぐ施策のデータの収集と調査を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の

勧告における「データの収集」、「差別の禁止」、「子どもに対する暴力」、「教育制度」、「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」に関連する。

「データの収集」のその他の関連範囲は、前述した「当該条約第1条のグループの構成および状況」の場合と同様である。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「人種差別の包括的な定義」の場合と同様である。

「子どもに対する暴力」のその他の関連範囲は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「女性に対する暴力」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「ジェンダーに基づく暴力および人身取引」である。

「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」のその他の関連範囲は、前述した「帰化する者の保護」の場合と同様である。

その他に、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「夫・パートナー等からの暴力と被害者の支援」に関連する。

3. 1. 6. 11 プライバシーの保護と戸籍制度の適正な利用

人種差別撤廃委員会は、プライバシーの保護のために差別目的の戸籍制度の利用を禁止する法律の制定を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」と「プライバシー権の保障」に関連する。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「人種差別の包括的な定義」の場合と同様である。

3. 1. 6. 12 部落民に対する差別の禁止

人種差別撤廃委員会は、問題解決権限を持つ機関、コミットメントの履行、部落民の統一的な明確な定義、生活条件の改善プログラム、人権教育および啓発、統計指標の提供、特別措置の一般的勧告32（2009年）の尊重を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「独立した監視システム」、「データの収集」、「広報と研修」、「差別の禁止」、「教育制度」、「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」に関連する。

「独立した監視システム」のその他の関連範囲は、前述した「人権救済法および人権機構」の場合と同様である。

「データの収集」のその他の関連範囲は、前述した「当該条約第1条のグループの構成および状況」の場合と同様である。

「広報と研修」のその他の関連範囲は、前述した「公務員等による人種差別発言の禁止と取組」の場合と同様である。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「人種差別の包括的な定義」の場合と同様である。

「教育制度」のその他の関連範囲は、前述した「帰化する者の保護」の場合と同様である。

「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」のその他の関連範囲は、前述した「帰化する者の保護」の場合と同様である。

3. 1. 6. 13 アイヌの権利の保護

人種差別撤廃委員会は、アイヌの権利に取り組むアクション・プラン、協議におけるアイヌ代表者の参加の増大、先住民の権利に関する国連宣言などの検証・実施を目的とする第3者作業部会の設置、北海道のアイヌ民族の生活水準に関する国家的調査の実施、独立国における原住民および種族民に関するILO169号条約の批准を勧告した。

当該最終見解に対する日本政府のコメントは、有識者懇談会から提出され

た報告書の着実な実行及びアイヌ政策推進会議の開催と ILO 条約169号条約の締結の慎重な検討を述べている。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」、「適切な生活水準に対する権利」、「教育制度」、「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」に関連する。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「人種差別の包括的な定義」の場合と同様である。

「適切な生活水準に対する権利」のその他の関連範囲は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「社会的弱者グループの女性の保護」である。

「教育制度」のその他の関連範囲は、前述した「帰化する者の保護」の場合と同様である。

「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」のその他の関連範囲は、前述した「帰化する者の保護」の場合と同様である。

3. 1. 6. 14 沖縄の住民の権利

人種差別撤廃委員会は、沖縄の住民の権利を促進するため住民が被る差別をモニターし、沖縄の代表者と広い協議を持つことを勧告した。

当該最終見解に対する日本政府のコメントは、沖縄振興開発特別措置法及び沖縄振興計画の実施と沖縄振興審議会における住民の意見の尊重に言及している。

この点も、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「データの収集」、「差別の禁止」、「教育制度」、「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」に関連する。

「データの収集」のその他の関連範囲は、前述した「当該条約第1条のグループの構成および状況」の場合と同様である。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「人種差別の包括的な定

義」の場合と同様である。

「教育制度」のその他の関連範囲は、前述した「帰化する者の保護」の場合と同様である。

「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」のその他の関連範囲は、前述した「帰化する者の保護」の場合と同様である。

3. 1. 6. 15 少数グループの子どもの教育差別への対処

人種差別撤廃委員会は、教育機会の提供において差別がないこと、子どもが学校の入学や義務教育就学において障壁に直面しないこと、外国人のための学校に関する種々の制度や国の公的 school 制度の外における別の枠組に関する調査研究、少数グループの自らの言語に関する教育や自らの言語による教育を受けられること、ユネスコの教育差別防止条約への加入を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」、「教育制度」、「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」に関連する。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「人種差別の包括的な定義」の場合と同様である。

「教育制度」のその他の関連範囲は、前述した「帰化する者の保護」の場合と同様である。

「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」のその他の関連範囲は、前述した「帰化する者の保護」の場合と同様である。

さらに、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「教育分野における女性の権利の保護」に関連する。

3. 1. 6. 16 難民の権利の保護

人種差別撤廃委員会は、標準化された庇護手続および公的サービスに対するすべての難民の平等な権利の確保、適当な生活水準や医療ケアに対する権

利を含む庇護希望者の権利の確保、各人の生命や健康が危険に晒されるのを信ずるに足る十分な理由がある国に強制的に送還されないこと、この点において国連難民高等弁務官事務所との協力を求めることを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「適切な生活水準に対する権利」、「同伴者のいない難民の子ども」に関連する。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「人種差別の包括的な定義」の場合と同様である。

「子どもの最善の利益」のその他の関連範囲は、武力紛争における児童の関与についての児童の権利に関する条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「身体的・心理的回復に向けた支援」である。

「適切な生活水準に対する権利」のその他の関連範囲は、前述した「アイヌの権利の保護」の場合と同様である。

「同伴者のいない難民の子ども」のその他の関連範囲は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「社会的弱者グループの女性の保護」、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「ノンルフールマンの原則」である。

3. 1. 6. 17 日本国籍を持たない者のアクセス権の保障

人種差別撤廃委員会は、一般人の使用を目的とする場所やサービスにアクセスする権利が人種や国籍に基づき拒否されていることに対して教育活動を通して対抗することと、一般に開かれた場所への入場を拒否することを違法とする国内法を制定することを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」と「子どもの最善の利益」に関連する。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「人種差別の包括的な定義」の場合と同様である。

「子どもの最善の利益」のその他の関連範囲は、前述した「難民の権利の保護」の場合と同様である。

3. 1. 6. 18 マイノリティーの文化・歴史・言語の尊重

人種差別撤廃委員会は、マイノリティーの文化や歴史を反映するために教科書を改訂すること、マイノリティーの言語で書かれたものを含む歴史や文化に関する書籍およびその他の出版物の奨励、義務教育においてアイヌや琉球の言語教育およびこれらの言語による教育を支援することを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」、「教育制度」、「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」に関連する。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「人種差別の包括的な定義」の場合と同様である。

「教育制度」のその他の関連範囲は、前述した「帰化する者の保護」の場合と同様である。

「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」のその他の関連範囲は、前述した「帰化する者の保護」の場合と同様である。

3. 1. 6. 19 差別撤廃と教育・メディア

人種差別撤廃委員会は、人種差別撤廃を目的とした公的教育および啓発キャンペーン、教育目的に寛容や尊重の精神を含めること、社会的弱者グループに対するメディアの適切な扱い、人権教育の向上とメディアの役割への配慮、メディアや報道における人権差別的偏見と闘うための施策の強化、ジャーナリストおよびメディアで働く人々のための教育や訓練を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「広報と研修」、「差別の禁止」、「教育制度」、「マイノリティー

または先住民族に属する子どもの保護」に関連するであろう。

「広報と研修」のその他の関連範囲は、前述した「公務員等による人種差別発言の禁止と取組」の場合と同様である。

「差別の禁止」のその他の関連範囲は、前述した「人種差別の包括的な定義」の場合と同様である。

「教育制度」のその他の関連範囲は、前述した「帰化する者の保護」の場合と同様である。

「マイノリティーまたは先住民族に属する子どもの保護」のその他の関連範囲は、前述した「帰化する者の保護」の場合と同様である。

3. 1. 6. 20 国際条約の批准と宣言及び行動計画の実施

人種差別撤廃委員会が指摘している国際条約は、すべての移民労働者およびその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約、ILO111号条約、無国籍者の地位に関する条約、無国籍の削減に関する条約および集団殺害犯罪の防止および処罰に関する条約である。

宣言及び行動計画については、ダーバン宣言および行動計画と、個人通報を受理し検討する委員会の権限を認めるという当該条約第14条に規定する選択的宣言が指摘されている。

これらの中で、無国籍者の地位に関する条約と無国籍の削減に関する条約については、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「出生登録」に関連する。

また、すべての移民労働者およびその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告においても指摘されていた。

3. 1. 7 拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する

拷問禁止委員会の最終見解

拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書は第1回のみ提出されている。本稿は、第1回の日本政府報告書に対する最終見解を対象としている。この最終見解について、日本政府コメントが付いている。⁽¹¹⁾

この拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約の名称が示すように、それは一般的に、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の撤廃に関して報告したものである。しかし、ここでは、「子ども」の用語が出ている部分などに限定して最終見解を述べることにする。

3. 1. 7. 1 最終見解における肯定的評価

拷問禁止委員会の指摘によれば、6個の肯定的評価の中で比重が大きいのは、出入国管理および難民認定法の一部を改正する法律と刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律の成立、刑事施設視察委員会および被収容者の不服審査に関する調査検討会等の設置、留置施設視察委員会の設置の発表、人権基準ならびに行動科学および心理学を含む刑事施設職員に対する研修カリキュラムおよび実務、人身取引対策行動計画の策定および刑法と出入国管理および難民認定法の改正である。

これらの中で、人身取引対策については、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「性的搾取および人身取引」においてすでに扱われていた。

また、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書自体が、人身取引に関する規制であると言うことができる。

その他に、市民的および政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の勧告における「人身取引」でも同様のこ

(11) 拷問禁止委員会の最終見解 (CAT/C/JP/CO/1) に対する日本政府コメント (外務省のホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gomon/index.html>)

とが指摘されていた。

また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「人身取引」に関連するであろう。

3. 1. 7. 2 最終見解の全体的特色

拷問禁止委員会の最終見解は、拷問の定義、条約の国内適用、時効、司法の独立、ノンルフールマンの原則、代用監獄、取調べに関する規則および自白、刑事施設における拘禁状況、単独室の使用、死刑、迅速かつ中立的な捜査・不服申立ての権利、人権教育および研修、補償およびリハビリテーション、ジェンダーに基づく暴力および人身取引、精神障害を有する者に分けて懸念と勧告を述べている。

これらの事項は一般的に論じているので、子どもに関連する事項であると言ってよいであろう。これらの事項の中で特に子どもに言及している個所は、人権教育および研修と、ジェンダーに基づく暴力および人身取引だけであった。

3. 1. 7. 3 拷問禁止委員会の最終見解と児童の権利条約についての児童の権利委員会の最終見解との比較

児童の権利条約第37条は、拷問または他の残虐な非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けないことなどについて規定している。児童の権利条約第37条は、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約に相当する。

児童の権利条約についての児童の権利委員会の最終見解は、前述した「児童の権利条約に関する第9条、第10条、第37条」と「少年司法」の中で、拷問または他の残虐な非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けないことなどについて論じている。

3. 1. 7. 3. 1 児童の権利条約に関する第9条, 第10条, 第37条

まず、「児童の権利条約に関する第9条, 第10条, 第37条」において, 第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会は, 第37条(c)への留保を懸念事項とし, 撤回の勧告を行っていた。この点は第2回および第3回日本政府報告書に対する児童の権利委員会でも同様であった。

第37条(c)への留保とは, 第37条(c)第2文にある「自由を奪われたすべての児童は, 成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離される」に対して, 20歳未満の者と20歳以上の者とを分離することが国内法の原則であるとして拘束されないと主張するものである。

このことに対して, 児童の権利条約についての児童の権利委員会は, 第37条(c)第2文に拘束されることを述べているのである。

3. 1. 7. 3. 2 少年司法

次に、「少年司法」において概要を述べておいたが詳しく言及すると, 児童の権利条約についての児童の権利委員会の第1回最終見解は, 少年司法の運営状況と児童の権利条約第37条・第39条・第40条, 北京ルールズ, リヤドガイドライン, 自由を奪われた少年の保護に関する国連規則との関連性, 独立した監視の不十分さと適切な不服申立手続の不十分さ, 拘禁の代替手段の不十分さと裁判前の拘禁の使用に対する代替手段の不十分さ, 代用監獄の状態を懸念事項として挙げていた。

これを踏まえて, 北京ルールズ, リヤドガイドライン, 自由を奪われた少年の保護に関する国連規則に準拠した少年司法制度の見直しを勧告した。その際に, 拘禁の代替措置, 監視および不服申立手続, 代用監獄を斟酌している。

児童の権利条約についての児童の権利委員会の第2回最終見解は, 第1回最終見解の趣旨を受け継いで, 刑事責任の最低年齢を14歳に引き下げたこと, 司法前拘留が8週間に延長されたこと, 懲役を宣告される未成年者が増加していること, 未成年者が終身刑を宣告されること, 疑わしいと言われている

場所に頻繁に出入するだけで犯罪者扱いを受けることを懸念事項として挙げている。

これを踏まえて、前述した国際基準のほかに1995年の少年司法運営に関する委員会の一般討論の実施を勧告した。さらに個別的に、未成年者の終身刑の禁止、司法前拘留を含む拘留措置の代替措置の強化、16歳以上の子どもの成人刑事裁判所への逆送の廃止、法令に違反した子どもに対する法的支援の提供、問題行動する子どもを犯罪者として扱わないこと、リハビリおよび再統合プログラムの強化を勧告していた。

児童の権利条約についての児童の権利委員会の第3回最終見解は、第2回最終見解の懸念事項を再確認した。その他に、裁判員制度がもたらす少年裁判所による少年犯罪者の取扱いへの悪影響、成人刑事裁判所に送致される少年の増加、法令違反した少年の手続的保障の欠如、少年矯正施設における収容者に対する暴力、起訴前勾留における少年と成人の不分離を懸念事項とし、前述した国際基準のほかに刑事司法制度の少年に対する行動のウィーンガイドラインや少年司法における児童の権利委員会の一般的意見No.10（2007年）を尊重すべきことを促した。

さらに個別的に、刑事司法に子どもが関わるのを排除するための防止措置とその後の烙印の回避、刑事責任年齢を16歳にすること、刑事責任年齢以下の子どもの矯正施設に送られないようにすること、法令に違反する行為をした子どもが専門性のない裁判所で審理されないこと、裁判員制度の見直し、法的扶助制度の拡大、自由の剥奪に代わる措置の拡大、自由の剥奪の手段の短期化とその取消のための見直し、成人とともに子どもを収容せず教育へのアクセスがあること、国際基準に適合した専門家の配置を勧告していた。

3. 1. 7. 3. 3 拷問の定義

他方で、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の最終見解は、拷問の定義を刑法に規定されていないことを懸念事項とし

た。たとえば、刑法第195条および第196条の精神的拷問が定義されていないことや行動主体の不明瞭さを指摘する。それ故、拷問の定義を国内法に取り込むべきことを勧告した。

前述したように、この点は、児童の権利条約についての児童の権利委員会の最終見解で明示的に記載されていなかった。

3. 1. 7. 3. 4 当該条約の国内適用、時効、司法の独立

拷問禁止委員会の最終見解は、当該条約の国内適用、時効、司法の独立について懸念事項と勧告を行っていた。

まず、当該条約の直接的な国内適用の情報の欠如を懸念事項とし、この情報を提供すべきことを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「国内裁判所における児童の権利条約の援用」に関連するものである。

次に、時効が適用されることを懸念事項とし、特に慰安婦の問題を採り上げている。それ故、時効を廃止して条約上の義務を遵守すべきであるとする。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告において言及されていなかった。

また、司法の独立について、裁判官の任期および必要な保障がないことを懸念事項とし、裁判官の任期の保障を勧告した。

この点も、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告において言及されていなかった。

3. 1. 7. 3. 5 ノンフルマンの原則

拷問禁止委員会の最終見解は、ノンフルマンの原則について懸念事項と勧告を行っていた。

すなわち、国内法の規定および運用と条約第3条の不適合、2006年の出入国管理および難民認定法の不備、難民認定申請の二次的審査機関の欠如、上

陸防止施設および入管収容センターの収用状況の悪化，上陸防止施設および入管収容センターにおける独立した監視制度および不服申立機関の欠如や難民審査参与員の任命基準の未公表，難民認定申請における法定代理人を選挙する権利の欠如，入管職員の決定に対する二次的審査機関の欠如，司法審査の機会の欠如，行政手続終了後の即時の退去強制，庇護申請の却下から退去強制までの間における不当な長期間の収容，仮滞在許可制度の厳格さを懸念事項としていた。

したがって，国内法の規定および運用と条約第3条の適合性，拷問を受ける恐れのある国への退去強制の禁止，庇護申請の二次的審査機関の設置，庇護申請および退去強制手続の適正手続，入管収容施設における二次的不服申立機関の設置，退去強制までの収容期間の期限設定，退去強制令書発令後の収容要件の公開を勧告している。

この点は，児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「同伴者のいない難民の子ども」と武力紛争における児童の関与についての児童の権利に関する条約の選択議定書についての日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「身体的・心理的回復に向けた支援」で言及されているだけであった。

しかし，当該拷問禁止委員会の最終見解に対して日本政府は，拷問の定義につき出入国管理および難民認定法第53条第2項および第3項，庇護手続につき出入国管理および難民認定法第61条の2，第61条の2の9，第61条の2の14と出入国管理および難民認定法施行規則第55条および難民審査参与員制度，退去強制手続につき入国審査官の審査，特別審理官の口頭審理，法務大臣による裁決，退去強制令書の発布を受けた者が仮放免制度の利用ができることがあること，入国管理局の収容施設につき同施設の長等への不服申立や法務大臣への異議申立，法務省入国管理局における第3者的監視システムの設置の検討，上陸防止施設は身柄を拘束する施設でないことなどを理由にして反論している。

3. 1. 7. 3. 6 代用監獄

拷問禁止委員会の最終見解は、代用監獄について多くの懸念事項と勧告を行っていた。この要点だけを述べておくことにする。

すなわち、代用監獄制度が有する勾留および取調べに対する手続的保障の欠如に伴う被留置者の権利侵害や、無罪の推定・黙秘権および防御権が尊重されないことを理由にして、代用監獄制度を利用することなどを懸念事項とした。

したがって、公判前勾留の国際的基準への適合性、公判前の留置施設の使用制限、監獄法の改正などを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「少年司法」の中で論じられていた。具体的な事項については、拷問禁止委員会の最終見解が詳しい。

しかし、当該拷問禁止委員会の最終見解に対して日本政府は、捜査と留置の機能分離につき捜査をしない留置担当官が被留置者の処遇を行う慣行、刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律における明文化、身柄拘束期限につき逮捕・勾留・勾留延長の司法審査と23日間の制限、被留置者の弁護につき刑事訴訟法上の弁護人選任権、警察庁および最高検察庁による逮捕・勾留中の被疑者と弁護人または弁護人予定者との間の接見の指示、被留置者の取調べにおける弁護人の立会いにつき慎重な検討を要すること、証拠開示につき刑事訴訟法第316条の14、第316条の15、第316条の20、被留置者の医療措置につき刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律の該当規定、留置施設視察委員会の委員につき刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律の該当規定、不服申立制度につき公安委員会の性格および委員の選任手続、公判前の身柄拘束につき司法審査や保釈制度の存在、防声具の使用につき刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律における条件などを理由にして反論している。

3. 1. 7. 3. 7 取調べに関する規則および自白

拷問禁止委員会の最終見解は、取調べに関する規則および自白について懸念事項と勧告を行っていた。

すなわち、自白による有罪判決が多いこと、取調べの適切さを確かめる手段がないこと、取調べの時間制限がないこと、取調べにおける弁護人の立会いが強制されていないこと、条約に適合しない取調べによる自白が法廷で許容されていることを懸念事項とした。

それ故、電子のおよびビデオによる記録や弁護人のアクセスおよび立会い等による取調べの組織的監視、電子のおよびビデオによる記録の刑事裁判における利用、取調べの時間的制限、条約第15条に適合した刑事訴訟法の改正、強制や拷問等による自白で証拠として認められなかった件数の報告を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告において個別的に詳しく指摘されていない。

しかし、当該拷問禁止委員会の最終見解に対して日本政府は、取調べのビデオ等による記録につき被疑者からの証拠の収集や組織犯罪の情報収集に支障を生じさせ当事者の名誉・プライバシーの侵害の可能性があること、取調べ時間の制限につき深夜または長時間の取調べを避ける指示や取調べの不満等を記録し調査する指示、条約第15条に適合した刑事訴訟法の改正につき刑事訴訟法第319条第1項、強制や拷問等による自白で証拠として認められなかった件数は不明であることなどを理由にして反論している。

3. 1. 7. 3. 8 刑事施設における拘禁状況

拷問禁止委員会の最終見解は、刑事施設における拘禁状況について懸念事項と勧告を行っていた。

すなわち、過剰収容等の拘禁の一般的状況、第2種手錠の不適切な使用、医療措置の不当な遅延や行刑制度内の医療職員の不存在を懸念事項とした。

したがって、過剰収容の是正、戒具の監視と制裁に使用されないこと、適切かつ独立した医療措置の迅速な提供、医療設備および医療職員を厚生労働

省の管轄とすることを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告において言及されていなかった。

3. 1. 7. 3. 9 単独室の使用

拷問禁止委員会の最終見解は、単独室の使用について懸念事項と勧告を行っていた。この要点だけを述べておくことにする。

すなわち、単独室の使用が長期に亘り、この使用の基準がなく被収容者の検査や救済措置が存在しないことなどを懸念事項とした。

それ故、単独室の収容の期間制限を現行法に規定すべきで、長期の被収容者の組織的再審査を勧告した。

この点も、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告において言及されていなかった。

3. 1. 7. 3. 10 死刑

拷問禁止委員会の最終見解は、死刑について懸念事項と勧告を行っていた。この要点だけを述べておくことにする。

すなわち、死刑確定者の単独室の利用が長期であること、死刑執行時期の秘密主義と恣意性、死刑確定者の法的保護措置が十分でないことなどを懸念事項とした。

したがって、死刑確定者の収容状況の改善、死刑執行の即時モラトリアムおよび減刑の措置、恩赦措置のための改革、死刑判決の義務的上訴権、死刑執行の遅延の場合の減刑、条約上の保護の確保を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告において言及されていない。

3. 1. 7. 3. 11 迅速かつ中立的な捜査・不服申立ての権利

拷問禁止委員会の最終見解は、迅速かつ中立的な捜査・不服申立ての権利

について懸念事項と勧告を行った。

すなわち、警察による被拘束者の不服申立制度の欠如、刑事施設視察委員会の調査権限の欠如、被收容者の不服審査に関する調査検討会の独立性の欠如および直接調査権限の制限、不服申立権の除斥期間の設定と弁護人の支援不可、その他の情報提供などを懸念事項とした。

したがって、迅速・中立・効果的な調査権限を持つ独立機関の設置、拷問等の行為に関する時効の撤廃、不服申立の際の代理人の利用、証人への脅迫からの保護制度、補償請求権の制限判決の調査、その他の法執行機関職員の拷問等の調査等の統計データの提供などを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「少年司法」の中で論じられていた。具体的な事項については、拷問禁止委員会の最終見解が詳しい。

3. 1. 7. 3. 12 人権教育と研修

拷問禁止委員会の最終見解は、人権教育と研修について懸念事項と勧告を行った。すなわち、条約と矛盾した取調べ手続に関する捜査官用研修マニュアル、留置担当者等の訓練カリキュラムの不十分さを懸念事項とした。

それ故、捜査官等の教育カリキュラムの資料公開と、法執行機関職員に対する児童の人権等に焦点を当てた定期的研修を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「広報と研修」に関連するであろう。

3. 1. 7. 3. 13 補償およびリハビリテーション

拷問禁止委員会の最終見解は、補償およびリハビリテーションについて懸念事項と勧告を行った。

すなわち、被害者が救済や補償を得る困難さ、国際的な相互主義による補償の制限、性的暴行の被害者に対する救済の不十分さ、性的暴行およびジェンダーに基づく条約違反の防止に関する教育その他の措置などを懸念事項と

していた。

したがって、拷問等の被害者の補償およびリハビリテーションを含んだ救済の権利の確保、リハビリテーション・サービスを提供するための措置、被害者のための補償またはリハビリテーションに関する情報提供、性的およびジェンダーに基づく条約違反の原因となる差別の禁止教育、不処罰の防止を含めたりハビリテーションの提供などを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「差別の禁止」、「性的搾取および人身取引」、「少年司法」に関連する。

しかし、当該拷問禁止委員会の最終見解に対して日本政府は、当該条約の発効以前の問題に対する法的見解を見直さないこと、日本政府報告審査とUPR対日審査の内容、女性のためのアジア平和国民基金の活動、当該条約第10条に基づく教育に関する各種研修等による公務員への人権教育の充実などを理由にして反論している。

3. 1. 7. 3. 14 ジェンダーに基づく暴力および人身取引

拷問禁止委員会の最終見解は、ジェンダーに基づく暴力および人身取引について懸念事項と勧告を行った。

すなわち、拘禁されている女性および子どもに対するジェンダーに基づく暴力および虐待、性器による性交以外の性的虐待および男性被害者への強姦を含んでいないこと、人身取引のための興行査証の利用、人身取引被害者が不法移民として補償を受けず強制送還されていること、駐留軍人による女性または子どもに対する暴行と犯罪者訴追措置の欠如などを懸念事項としていた。

それ故、家庭内暴力・性的暴力・女性に対する暴力の予防措置、迅速で中立的な捜査、人身取引対策の強化、法執行機関職員等に対する研修計画、専用の警察部隊の設置、より良い保護および適切なケア、司法手続における補償の請求などを勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「広報と研修」、「子どもに対する暴力」、「性的搾取および人身取引」、「少年司法」に関連するであろう。

3. 1. 7. 3. 15 精神障害を有する者

拷問禁止委員会の最終見解は、精神障害を関する者について懸念事項と勧告を行った。すなわち、民間の精神保健指定医による精神障害者の拘束指示の役割と、拘束指示等に関する患者からの不服申立の司法上の監督の欠如を懸念事項としていた。

それ故、精神医療施設における拘束手続に関する司法による監督の確保を勧告した。

この点は、児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告において直接述べられていないが、「障害のある子どもの保護」、「健康の保持」、「少年司法」に関連する事項である。

3. 1. 7. 3. 16 その他

拷問禁止委員会の最終見解は、その他に、当該条約の選択議定書の批准、拷問禁止委員会に個人通報を受理検討する権限を与えること、国際刑事裁判所のローマ規定の締約国となることを促した。

3. 1. 7. 4 拷問禁止委員会の最終見解と市民的および政治的権利に関する国際規約の最終見解との比較

市民的および政治的権利に関する国際規約第7条は、拷問または残虐な非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けないことなどを規定している。当該国際規約第7条は、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約に相当する。しかし、当該条約の内容を読む限り、単に当該国際規約第7条だけでなく、当該国際規約第6条、第9条、第10条などにも関連する。

前述した「市民のおよび政治的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する自由権規約委員会の最終見解」においては、この分野について詳しく言及しなかった。また、自由権規約委員会の最終見解に対して日本政府のコメントが付いていて、⁽¹²⁾コメントの内容を読む限り、前述した拷問禁止委員会の最終見解と重複するものである。

したがって、これらの内容を確認するために、拷問または残虐な非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けないことなどについて論ずることにしたい。この分野に関する児童の権利条約についての児童の権利委員会の最終見解と市民のおよび政治的権利に関する国際規約の最終見解との比較は、拷問禁止委員会の最終見解と児童の権利条約についての児童の権利委員会の最終見解との比較と関連づけて知ることができる。したがって、その点は論じないことにする。

3. 1. 7. 4. 1 死刑事件の義務的再審査制度の採用等

自由権規約委員会の最終見解は、死刑事件の義務的再審査制度の採用、死刑確定者と再審弁護士との間の面会の秘密性などを勧告した。

しかし、自由権規約委員会の最終見解に対して日本政府は、義務的再審査制度の採用につき、三審制における上訴の広範さと死刑事件の弁護人の上訴権の付与を根拠に反論している。

また、死刑事件の再審または恩赦請求における執行停止につき、我国の制度にないことを指摘しているが、死刑執行命令において再審請求や恩赦の出願を考慮しているとする。

死刑確定者と再審弁護士との間の面会につき、再審開始決定が確定している場合は刑事訴訟法第39条に基づくとする。他方で、再審開始決定が確定していない場合は刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律上の要件

(12) 自由権規約委員会の最終見解 (CCPR/C/JPN/CO/5) に対する日本政府コメント (外務省のホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html>)

を遵守して面会を実施するとする。

この点は、拷問禁止委員会の最終見解における死刑について懸念事項と勧告に相当する。しかし、それらの内容は同一でないので、両者を合わせることによって十分なものとなる。

3. 1. 7. 4. 2 代替収容制度の廃止等

自由権規約委員会の最終見解は、代替収容制度の廃止、当該国際規約第14条の遵守、被疑者が弁護士と秘密裏に接見できる権利、逮捕時から法的援助にアクセスできる権利、警察記録にアクセスできる権利、起訴前保釈制度の導入などを勧告した。

しかし、自由権規約委員会の最終見解に対して日本政府は、代替収容制度の廃止と当該国際規約第14条の遵守につき刑事施設の数が少ないので代替収容制度が犯罪捜査の遂行や被疑者と弁護士・家族等の面会に役立つこと、勾留施設でも推定無罪・黙秘権・弁護士選任権が保障され勾留が司法審査の対象となっていること、刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律の適用を受けること、警察官に対する人権教育を行っていることなどを理由にして代替収容制度を廃止しないとする。

被疑者が弁護士と秘密裏に接見できる権利と逮捕時から法的援助にアクセスできる権利につき刑事訴訟法第39条第1項と被疑者段階からの国選弁護人の選任などを理由にして補足説明をしている。

警察記録にアクセスできる権利に関する証拠開示につき2004年の刑事訴訟法の改正を採り上げ、開示のあり方を検討することを表明している。

起訴前保釈制度につき起訴前の勾留期間中の釈放の措置があることを述べ、起訴前保釈制度は今後の課題としている。

この点は、拷問禁止委員会の最終見解における代用監獄についての懸念事項と勧告と人権教育と研修についての懸念事項と勧告に相当する。異なる部分があるが、両者を合わせることによって十分なものとなる。

3. 1. 7. 4. 3 取調べの時間制限と法律違反に対する制裁等

自由権規約委員会の最終見解は、取調べの時間制限と法律違反に対する制裁、取調べの全過程の録音と録画、被疑者の取調べに弁護人が立ち会う権利、公判の証拠収集や自白よりも科学的証拠への依拠を裁判所に促すなどの警察の役割を勧告した。

しかし、自由権規約委員会の最終見解に対して日本政府は、取調べの時間制限と法律違反に対する制裁につき当該内部規則の存在や取調べの書面での記録と被疑者の内容確認および署名押印に関する内部規則を説明した。

取調べの全過程の録音と録画につき警察および検察による裁判員裁判対象事件の相当部分の録音・録画の試行と、警察および検察による録音・録画物の適切な取扱いなどを補足説明している。

被疑者の取調べに弁護人が立ち会う権利につき被疑者国選弁護制度の拡充を指摘している。

公判の証拠収集や自白よりも科学的証拠への依拠を裁判所に促すなどの警察の役割につき刑事訴訟法第1条だけに言及している。

この点は、拷問禁止委員会の最終見解における取調べに関する規則および自白についての懸念事項と勧告に相当する。異なる部分があるが、両者を合わせることによって十分なものとなる。

3. 1. 7. 4. 4 死刑確定者の単独室の収容の規則緩和と期間の限定等

自由権規約委員会の最終見解は、単独室の収容に関する規則の緩和と期間の限定、保護室の収容の最長期間の明確化と事前の健康診断および精神鑑定、被収容者の明確な基準および不服申立のない居室棟への分離の中止を勧告した。

しかし、自由権規約委員会の最終見解に対して日本政府は、単独室の収容に関する規則の緩和と期間の限定につき刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律上の措置を説明している。

保護室の収容の最長期間の明確化と事前の健康診断および精神鑑定につき

刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律上の措置を説明している。

被収容者の明確な基準および不服申立のない居室棟への分離の中止につき集団処遇になじまない受刑者に限定していること、職員の面接による集団処遇への意思確認や精神科医師による診察、不服申立の可能性、法務省および矯正管区による実地監査と刑事施設視察委員会による視察などを理由にして反論している。

この点は、拷問禁止委員会の最終見解における単独室の使用についての懸念事項と勧告に相当する。ただし、自由権規約委員会の最終見解とこれに対する日本政府のコメントが詳しい。

3. 1. 7. 5 障害者の権利に関する条約との関係

後述する障害者の権利に関する条約の第15条は、拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰からの自由に関する規定である。この規定は、拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約と関連している。

3. 2 障害者の権利に関する条約と障害者基本法の改正

障害者の権利に関する条約についての日本政府報告書は存在しないので、日本政府報告書に対する条約委員会の最終見解も存在しない。したがって、障害者の権利に関する条約についての日本の最近の動向を論じつつ、障害を持った子どもの権利状況に関して概観したいと思う。ただし、児童の権利条約等において障害のある子どもに関する指摘があるので、関連事項として挙げておくことにする。

3. 2. 1 障害者の権利に関する条約の特色

障害者の権利に関する条約は、前文において、障害者がすべての人権および基本的自由を差別なく完全に享有することを確認している。障害のある子どもについても、他の子どもと平等にすべての人権および基本的自由を完全

に享有することを確認して児童の権利条約上の義務を履行すべきであるとする。

当該条約の各条項は一般的に定めているので、子どもにも適用されることになる。ここでは特に「子ども」の用語が出ている部分だけを指摘しておくことにする。

たとえば、当該条約第3条(h)は、子どもの発達しつつある能力の尊重と子どもの同一性を保持する権利の尊重を規定している。

当該条約第4条は、法令および政策の作成および実施その他の意思決定過程における子どもの緊密かつ積極的な関与を求めている。

当該条約第7条は、他の子どもと平等にすべての人権および基本的自由を完全に享有するための必要な措置、その必要な措置における子どもの最善の利益の考慮、子ども自身に影響を及ぼすすべての事項に関する自由な意見表明権、この意見表明権を実現するための障害および年齢に適した支援を提供される権利を規定している。

当該条約第8条は、意識の向上のための措置として、教育制度のすべての段階において権利を尊重する態度を育成することを促している。この教育制度は幼年期以降のすべてのものである。

当該条約第13条は、法的手続上の配慮および年齢に適した配慮の提供による他の者と平等な司法手続の効果的な利用を定めている。ここに子どもという言葉は出てこないが、年齢の中に子どもを含意することができる。

当該条約第16条は、あらゆる形態の搾取・暴力・虐待を防止するための適当な措置を採るにあたって、年齢・性別・障害を配慮すべきであるとする。また、このような被害を受けて身体的・認知的・心理的な回復およびリハビリテーションや社会復帰ために措置を行なう際に、性別と年齢に応じたニーズを斟酌すべきであるとする。さらに、搾取・暴力・虐待の捜査および訴追等の効果的な法令および政策のために、子どものための法令および政策もありうることを定めている。この規定の年齢の部分は、前述したとおりである。

当該条約第18条は、子どもの出生後の即時の登録、出生時からの氏名権お

よび国籍取得権、父母を知り養育される権利を規定している。

当該条約第23条は、婚姻・家族・親子関係に関するすべての事項につき差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置を行なうにあたって、自由かつ完全な合意に基づく婚姻する権利、家族を形成する権利、子の数および出産間隔を決定する権利、年齢に適した情報・生殖・家族計画に関する教育を享受する権利とこれを行使可能とする手段の提供を求める権利、他の者と平等に生殖能力を保持する権利の確保を斟酌している。

また、子の後見や養子縁組等における障害者（親）の権利および責任の確保と障害者（親）が子の養育に対する責任を遂行する際の援助、子どもの家庭生活における平等の権利の確保、子どもの隠匿・遺棄・放置・隔離の防止措置の実施を定める。

さらに、原則として子どもが父母の意思に反して父母から分離されない権利、子どもの障害または父母の一方または双方の障害を理由にした分離の不法性、子どもの監護の順序として近親の家族、一層広い範囲の家族（代替的監護）、地域社会（代替的監護）とすることを促している。

当該条約第24条は、障害を理由にした初等教育および中等教育等から排除されず支援を受けて、地域社会からも包容されること、教育に完全かつ平等に参加することを容易にする視覚的・聴覚的・触覚的な措置等の確保を定めている。

当該条約第25条は、障害者に健康を享受する権利を認めて障害のための保険サービスを給付する場合に、子どもの障害の悪化を最小限にしてこれを防止するためのサービスも含めている。

当該条約第30条は、他の者と平等にレクリエーション・余暇・スポーツの活動に参加することができる措置として、子どもの遊び・レクリエーション・余暇・学校等のスポーツ活動への参加に対する均等な機会の享受を定めている。

3. 2. 2 障害者の権利に関する条約と障害者基本法改正案の比較

このような障害者の権利に関する条約と障害者基本法の一部を改正する法律案を比較しておくことにする。両者の表現方法は異なり、同じものはない。

障害者基本法改正案第1条の目的規定は、障害者の権利に関する条約第1条に相当する。前者の方が具体的で詳しい。

障害者基本法改正案第2条の定義規定は、障害者の権利に関する条約第1条および第2条に相当する。前者は、障害者と社会的障壁という2つの視点から定義されている。しかし、後者は、その他に意思疎通、言語、障害を理由とする差別、合理的配慮、ユニバーサルデザインを挙げている。

障害者基本法改正案第3条の地域社会における共生等に関する規定は、障害者の権利に関する条約第19条に相当する。

障害者基本法改正案第4条の差別の禁止に関する規定は、障害者の権利に関する条約第5条と第12条に相当する。

障害者基本法改正案第5条の国際的協調に関する規定は、障害者の権利に関する条約第32条に相当する。

障害者基本法改正案第6条の国および地方公共団体の責務に関する規定は、障害者の権利に関する条約第33条に相当する。後者は、国内における実施および監視とする。

障害者基本法改正案第7条の国民の理解に関する規定は、障害者の権利に関する条約第8条に相当する。当該条約第8条は意識の向上をテーマとしている。障害者基本法改正案第8条も同様である。

障害者基本法改正案第9条の障害者週間に関する規定は、障害者の権利に関する条約に相当する規定を持たない。

障害者基本法改正案第10条の施策の基本方針に関する規定は、障害者の権利に関する条約第4条に相当する。後者は一般的義務を定めている。障害者基本法改正案第11条も同様である。

障害者基本法改正案第12条の法制上の措置等に関する規定は、障害者の権利に関する条約第4条に相当する。

障害者基本法改正案第13条の年次報告に関する規定は、障害者の権利に関

する条約第4条と第31条に相当する。当該条約第31条は、統計および資料の収集をテーマとしている。

障害者基本法改正案第14条の医療・介護等に関する規定は、障害者の権利に関する条約第9条、第19条、第20条、第25条、第26条、第28条に相当する。前者は一般的抽象的に規定しているにすぎないが、後者はそれぞれ個別的な詳しい規定である。たとえば、施設およびサービスの利用可能性、自立した生活および地域社会に受け入れられること、個人的な移動を容易にすること、健康、リハビリテーション、相当な生活水準および社会的な保障をテーマとしている。

障害者基本法改正案第15条の年金等に関する規定は、障害者の権利に関する条約第28条に相当する。

障害者基本法改正案第16条の教育に関する規定は、障害者の権利に関する条約第24条に相当する。前者は障害者である子どもと障害者でない子どもが共に教育を受け学習することを強調しているが、後者は広範に教育に関する事項を規定している。

障害者基本法改正案第17条の療育に関する規定は、障害者の権利に関する条約第7条、第25条に相当する。すなわち、当該条約第7条における障害のある子どもに関する措置の実施の際の子どもの最善の利益の斟酌の部分と、当該条約第25条の健康に関する措置に該当する。

障害者基本法改正案第18条の職業相談等に関する規定は、障害者の権利に関する条約第27条に相当する。障害者基本法改正案第19条の雇用の促進等に関する規定も同様である。

障害者基本法改正案第20条の住宅の確保等に関する規定は、障害者の権利に関する条約第9条、第19条、第28条に相当する。当該条約第9条は施設およびサービスの利用可能性、当該条約第19条は自立した生活および地域社会に受け入れられること、当該条約第28条は相当な生活水準および社会的な保障をテーマとしている。

障害者基本法改正案第21条の公共的施設のバリアフリー化に関する規定は、

障害者の権利に関する条約第4条、第9条、第19条、第20条に相当する。

障害者基本法改正案第22条の情報の利用におけるバリアフリー化等に関する規定は、障害者の権利に関する条約第4条、第9条、第11条、第19条、第21条に相当する。これらの中で、当該条約第11条は危険な状況および人道上の緊急事態、当該条約第21条は表現および意見の自由ならびに情報の利用をテーマとしている。

障害者基本法改正案第23条の相談等に関する規定は、障害者の権利に関する条約第4条、第9条、第12条、第19条に相当する。当該条約第12条は法律の前にひとしく認められる権利をテーマとしている。当該条約第12条については、法的能力の行使に当たって必要とする支援の利用と、財産の所有等について均等な機会を有することについての平等の権利の確保措置が障害者基本法改正案第23条に関連する。

障害者基本法改正案第24条の経済的負担等の軽減に関する規定は、障害者の権利に関する条約第28条に相当する。

障害者基本法改正案第25条の文化的諸条件の整備等に関する規定は、障害者の権利に関する条約第30条に相当する。当該条約第30条は文化的な生活、レクリエーション、余暇およびスポーツへの参加をテーマとしている。

障害者基本法改正案第26条の選挙等における配慮に関する規定は、障害者の権利に関する条約第29条に相当する。当該条約第29条は、政治的および公的活動への参加をテーマとしている。前者は、選挙・国民投票・投票だけを規定しているにすぎない。

障害者基本法改正案第27条の司法手続における配慮等に関する規定は、障害者の権利に関する条約第13条に相当する。当該条約第13条は、司法手続の利用をテーマとしている。

障害者基本法改正案第28条の国際協力に関する規定は、障害者の権利に関する条約第32条に相当する。

このような実体規定を概観すると、障害者の権利に関する条約第3条の一般原則、第6条の障害のある女子、第10条の生命に対する権利、第14条の身

体の自由および安全，第15条の拷問または残虐な，非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰からの自由，第16条の搾取，暴力および虐待からの自由，第17条の個人が健全であることの保護，第18条の移動の自由および国籍についての権利，第22条のプライバシーの尊重，第23条の家庭および家族の尊重のような個別的な諸規定が，障害者基本法改正案には存在しないと言える。

また，障害者基本法改正案の個々の規定は現行の障害者基本法よりも具体化し改善されたが，一般的抽象的な性格を持ち合わせている。障害者基本法改正案よりもさらに具体的で詳細な規定も持っているのが，障害者の権利に関する条約であると評価できる。

しかし，障害者基本法改正案における第29条の障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策は，障害者の権利に関する条約に規定されていない。だが，敢えて指摘するならば，当該改正案第29条に相当するのは，障害者の権利に関する条約第4条と第25条であろう。

また，障害者基本法改正案第30条乃至第34条は，障害者政策委員会等に関する諸規定である。このような諸規定は，障害者の権利に関する条約第34条の障害者の権利に関する委員会に相当するであろう。

さらに，障がい者制度改革推進会議の差別禁止部会が活動を始めている。

この分野は，児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告における「障害のある子どもの保護」，経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約についての日本政府報告書に対する経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告における「障害者の差別の禁止」，女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての日本政府報告書に対する女子差別撤廃委員会の勧告における「社会的弱者グループの女性の保護」，拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約についての日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の勧告における「精神障害を有する者」に関連する。

3. 3 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約に我国が署名し、平成22年12月23日に当該国際条約が発効した。

障害者の権利に関する条約の場合と同様に、日本政府報告書は存在しないので日本政府報告書に対する条約委員会の最終見解も存在しない。したがって、当該条約における子どもに関する諸規定を採り上げるに留める。

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約は前文のほかに、第1条から第45条までの条項で構成されている。

当該条約第1条乃至第45条は一般的に適用されるので、子どもの場合にも適用される。ここでは、特に「子ども」の用語が出ている部分を指摘しておくことにする。

当該条約第7条は、刑の加重事由として未成年者などの弱い立場の人を斟酌している。当該条約第25条は、締約国が防止措置、捜索と家族に戻す措置、刑事法による処罰措置をする対象として子どもを採り上げている。子どもが強制失踪の対象となった場合だけでなく、子どもの身元関係事項を証明する文書の偽造・隠匿・廃棄も含めている。この場合に子どもの最善の利益が斟酌されている。そのために子どもの意見を表明する権利が保障されている。

この子どもの最善の利益の斟酌は、児童の権利条約の趣旨を受け継いだものであると推測する。

4. おわりに

本稿は、児童の権利条約、児童の売買・児童買春および児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書、国際人権規約、女子差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約、障害者権利条約、強制失踪条約を対象とし、それぞれの条約の相互関連性を強く意識してそれぞれの条約の履行状況と問題点の把握を行なった。ただし、それぞれの条約の相互関連性の指摘において、何度も同じ指摘をして重複する部分がある。

児童の権利条約だけでなく、児童の売買・児童買春および児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書と、国際人権規約、女子差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約、障害者権利条約、強制失踪条約を含めることによって、子どもの権利状況に対する総合的な対策を立てることが可能となる。なぜならば児童の権利条約の日本政府報告書に対する児童の権利委員会の勧告内容は、他の条約と比較してみると部分的な内容しか持っていないことが明らかであるからである。このことは、児童の権利条約以外の条約についても当てはまる。

それぞれの条約の相互関連性を強く意識したそれぞれの条約の履行状況と問題点の指摘を斟酌して、それぞれの個別的なテーマに即して検討を行うことが次の課題となる。その際に、ヨーロッパ諸国の法制度を検討することが役に立つであろう。